

江戸川学園

人間科学研究所紀要

第 42 号

江戸川学園おおたかの森専門学校

2026

江戸川学園

人間科学研究所紀要

第四十二号

目次

〈論文〉

- スピードスケート競技における
オフィシャル育成パスウェイ構築に関する研究
審判員育成プログラムの国際比較 …………… 小野寺 峻 一 1
- 子どもの当事者活動の変遷と当事者研究による支援の再検討 …… 田 谷 幸 子 12
- 介護を学ぶJSL学習者の効果的な語彙の習得について
——絵や母語を使ったテストの比較による研究—— …………… 志 村 順 子 22
- 子どものスポーツ参画にかかる保護者の負担に関する一考察
学童野球クラブへの参画の前後に着目して …………… 南 方 隆 太 28

執 筆 者

スポーツ科学研究部 小野寺 峻 一

社会福祉研究部 田 谷 幸 子

介護福祉研究部 志 村 順 子

スポーツ科学研究部 南 方 隆 太

スポーツ科学研究部

スピードスケート競技における オフィシャル育成パスウェイ構築に関する研究

審判員育成プログラムの国際比較

小野寺 峻 一

和文抄録

本研究の目的は、スピードスケート競技における審判員育成制度を対象として国際比較を行い、オフィシャル育成パスウェイ構築に資する知見を明らかにすることである。分析対象は、国際スケート連盟（ISU）が公表する国際審判員リストに基づき、レフェリー、スターターおよびスチュワードに関わる育成制度とした。ISU、日本、カナダ、オランダ、ノルウェーの公式資料を用い、資格体系、入口条件、学習機会、評価・昇格、更新・継続的専門能力開発（CPD）、アサイン・派遣、ガバナンスの観点から比較を行った。その結果、各国の審判員育成制度には、入口段階の開放性と上位段階の選抜性のバランス、評価・昇格基準の明確化の程度、役割別育成パスウェイの可視性において相違がみられた。特にカナダでは、Officials Pathwayとして段階的育成構造が明示されていた。本研究は、スピードスケート競技における審判員育成をパスウェイ概念のもとで整理し、持続可能な競技運営に向けた示唆を提示する。

キーワード

オフィシャル、育成パスウェイ、キャリア形成、育成制度

I. 緒言

スポーツにおいて審判員を含むオフィシャルは、競技規則の適用や判定、競技進行の管理を担い、競技の公正性および信頼性を支える重要な人的資源である。一般的に、オフィシャルには、審判員、スターター、タイムキーパー、ラップレコーダー、スチュワード、アナウンサー、コース管理者など、複数の役割が含まれる。審判員は、スポーツエコシステムにおいて極めて重要でありながら、それぞれ異なる役割を果たしている（Kittel et al., 2026）。したがって、審判員の質的確保と継続的育成は、競技団体にとって重要な課題である。さらに、審判員は単なる判定者にとどまらず、教育者としての役割も担う存在として位置づけられており、審判員はコーチと同様に、参加者やアスリートをスポーツにおける重要なステークホルダーとして育成し得る（Płoszaj et al., 2020）。しかし、歴史的にスポーツにおける審判員は、選手やコーチに比べて重視されてこなかった（Kittel et al., 2026）。

そのため、統括団体による審判員の育成も十分に重視されてこなかったと考えられる。

こうした背景のもと、近年は草の根レベルを含む組織化スポーツの進展とともに、オフィシャルを対象とした研究および育成課題の重要性が増していることが指摘されている (Webb et al., 2025)。とりわけ、審判員に求められる専門性の高度化に伴い、育成を経験依存的・属人的に行うのではなく、制度として設計・支援する必要性が高まっている。審判員の専門性の中核をなす意思決定能力についても、意思決定が競技の流れや公正性に影響する重要な技能であり、その審判員のトレーニングに関する介入研究の整理が進みつつあることが、システムティックレビューおよびメタ分析によって示されている (Kittel et al., 2025)。

その一方で、スピードスケート競技においては、ショートトラック競技を中心に反則・失格やルール違反に関連する議論が提示されている (Petersen & Wichmann, 2021; 河合ほか, 2025)。しかし、審判員を含むオフィシャル人材の育成制度を対象とした研究は限定的である。国内におけるスピードスケート競技の育成システム研究としては、国内育成における課題を整理した研究 (小野寺ほか, 2025) や、強豪国の育成プログラムを比較し各国の特徴を整理した研究 (小野寺・河合, 2025) がみられるものの、競技会を支えるアントラージュである審判員の育成に焦点を当てた研究は少ない。

競技の持続的発展を考えるうえでは、アスリートのみならず、審判員を含むオフィシャルに対しても、長期的視点に立った育成の枠組みを構築することが不可欠である。近年のオフィシャル研究では、審判員育成を偶発的な経験の積み重ねとしてではなく、設計された発達プロセスとして捉える必要性が指摘されている (Kittel et al., 2026)。この観点から、アスリート育成研究で用いられてきた「パスウェイ (道筋)」概念 (衣笠ほか, 2019a) は、審判員育成においても有効な分析枠組みとなり得る。

そこで本研究は、スピードスケート競技における審判員育成プログラムを対象に、International Skating Union (以下、ISU とする。) および複数国の公式資料に基づく国際比較を行い、オフィシャル育成パスウェイ構築に資する知見を明らかにすることを目的とした。本研究は、アスリート育成研究で発展してきたパスウェイ概念を、スピードスケート競技における審判員育成へと拡張し、競技運営を支える人的資源の持続的育成に向けた理論的および実務的示唆を提供する点に意義を有する。

II. 方法

1. 研究デザイン

本研究は、スピードスケート競技における審判員育成プログラムを対象とした質的比較研究である。各国・各組織が公式に公表している資料をもとに制度内容を整理し、国際比較を行った。分析には、育成プログラムの構成要素を体系的に把握することを目的として、文献調査および内容分析の手法を用いた。

2. 対象の定義

2.1 対象とする競技および役割

スピードスケート競技におけるオフィシャルには、審判員、スターター、タイムキー

パー、ラップレコーダー、スチュワード、アナウンサー、コース管理者など、複数の役割が含まれる。本研究では、これらを総称してオフィシャルと呼ぶ。分析対象は、ISUが公表する国際審判員リスト（ISU, 2025）に記載されている役割に基づき、レフェリー（Referee）、スターター（Starter）、スチュワード（Competitors' Steward）に関わる資格および育成制度とした。

ただし、ISU国際審判員リストには含まれない役割であっても、国内連盟の公式資料において審判員と併記され、同一の育成体系や資格区分の中で示されている場合（例：ノルウェーにおける「公認審判・タイムキーパー（レベル1-2）」）については、制度理解の文脈上重要であると判断し、比較および分析に含めた。競技種別についてはロングトラック（Long Track：LT）を基本対象とし、ショートトラック（Short Track：ST）は公式資料において併記されている場合のみ補足的に扱った。

2.2 対象国・組織

対象国・組織は、ISUおよびISU加盟団体のうち、スピードスケート（LT）に関する審判員育成制度について、資格体系、受講条件、学習機会、評価・昇格、更新または配置に関する情報がインターネット上で公式に公開されているものとした。また、複数資料を用いて制度内容を相互に確認できることを条件とした。これらの条件に基づき、本研究では、日本（日本スケート連盟）、カナダ（Speed Skating Canada, 以下、SSCとする。）、オランダ（Koninklijke Nederlandsche Schaatsenrijders Bond, 以下、KNSBとする。）、ノルウェー（Norges Skøyteforbund, 以下、NSFとする。）の4か国とISUを対象とした。役割の定義は確認できるものの、育成・認定・昇格に関する制度が体系的に公開されていない国は、比較対象から除外した。

3. 対象資料および収集方法

分析に用いた資料は、ISUおよび各国連盟が公式に公表している資料に限定した。具体的には、ISU Communication、講習開催要項、公式マニュアル、公式ウェブページ、公式リスト等を対象とし、個人ブログ、SNS、非公式解説記事、内部資料と推測される文書は対象外とした。対象資料は、研究実施時点で一般に閲覧可能であり、かつ2022年以降に有効または参照されている最新資料であることを条件とした。資料は各団体の公式ウェブサイトから収集し、更新状況を確認したうえで分析に用いた。

4. 分析項目および分析手順

4.1 分析項目の設定

分析項目は、資格体系、参入条件、学習・研修機会、評価および昇格、継続的研修、配置・任用、ならびにガバナンスといった制度的要素を含む項目とした。これらを踏まえ、本研究では、資格体系、入口（受講条件）、学習機会、評価・認定、昇格条件、更新および継続的専門能力開発（Continuing Professional Development：CPD）、アサイン・派遣、ガバナンスの8項目を分析項目として設定した。

4.2 分析手順および表記ルール

まず、対象資料から審判員育成に関する記述を抽出し、資格ごとに情報を整理した。次に、内容分析の手法を用いて抽出情報を8項目に分類し、国・資格間で比較した。公式資料において当該項目の記載が確認できない場合は、推測や補完を行わず、比較表および本文では「-」と表記した。複数資料間で記載に差異がある場合は、より新しい資料、または公式性の高い資料を優先して採用した。

5. 用語の定義

本研究における主な用語の定義は以下のとおりである。

- ・審判員：競技会において競技運営および判定に関わる公式役員を指し、役割や資格を示す場合に用いる。
- ・アサイン・派遣：審判員が、その資格や役割に応じて、国内または国際の競技会に配置される仕組みを指す。
- ・CPD：資格取得後も審判員が専門的知識や技能を維持・向上させるために行う研修、講習、学習活動全般を指す。

6. 倫理的配慮

本研究は、インターネット上で一般に公開されている公式資料および文献のみを用いた文献研究であり、個人情報や非公開情報は取り扱っていない。また、特定の個人や団体に不利益が生じないように、引用および記述は公式に確認可能な事実に限定した。

Ⅲ. 結果（表1）

1. 分析対象および資料

本研究では、スピードスケート競技における審判員の育成プログラムを対象に国際比較を行った。分析対象は、ISUが公表する国際審判員リスト（ISU, 2025）に記載のあるレフェリー、スターターおよびスチュワードに関わる資格・制度に限定した。資料はインターネット上で入手可能な公式資料に限定し、ISU、日本、カナダ、オランダ、ノルウェーの5組織・国を対象とした。分析対象はLTを基本とし、STは公式資料に明示されている場合のみ補足的に扱った。比較は、資格体系、入口（受講条件）、学習機会、評価・認定、昇格条件、更新およびCPD、アサイン・派遣、ガバナンスの観点から行った。

2. 資格体系および対象資格

ISUでは、LTおよびSTについて、International Referee, International Starter, International Competitors' Steward等の役割別に国際審判員リストがシーズンごとに公表されていた（ISU, 2025）。

日本では、スピードスケート公認審判員としてS級およびF級が設けられており、競技会要項等ではレフェリー（International/National）が区分されていた（日本スケート連盟, 2024, 2025）。カナダでは、Officials Pathwayに基づき、RefereeおよびStarterについてLevel 1からLevel 5までの段階的な資格体系が示されている（Speed Skating

Alberta, Online ; SSC, Online)。オランダでは、スターター2およびスターター3に加え、審判員資格として地域審判および全国審判が体系化されている (KNSB, Online)。ノルウェーでは、スピードスケート競技において審判員およびタイムキーパーの資格区分が示されている (NSF, Online1, Online2)。

3. 入口 (受講条件)

入口条件は資格および国ごとに異なっていた。ISUの国際審判員リストは、ISU加盟団体による推薦を前提として作成されている (ISU, 2025)。日本では、公認審判員中央セミナーの受講条件として、S級またはF級の保有および都道府県連盟からの推薦が示されている (日本スケート連盟, 2024, 2025)。カナダでは、Officials PathwayにおいてLevel 1の入口条件として大会参加経験が示され、上位レベルでは下位資格および追加の大会経験が求められている (Speed Skating Alberta, Online)。オランダでは、スターター2およびスターター3の受講条件として基礎審判資格の修了および年齢条件が示され、全国審判員では地域審判員資格の保有および一定年数の経験が条件として記載されていた (KNSB, Online)。ノルウェーでは、初級の審判員およびタイムキーパー講習において16歳以上であることが条件とされ、事前の審判資格や経験を受講条件としないことが明示されている (NSF, Online1)。

4. 学習機会

学習機会は、各国とも講習や研修を中心として構成されていた。ISUでは、ISU eRinkと呼ばれるオンライン学習システムが提供されているが、これは資格取得や認定制度とは直接結びつかず、誰もがオンラインで学習可能な教育資源として位置づけられている (ISU, 2025)。日本では、公認審判員中央セミナーおよびレフェリーミーティングが開催されている (日本スケート連盟, 2024, 2025)。カナダでは、Officials Pathwayに基づくレベル別講習に加え、Starter向けの公式マニュアルが提供されている (Speed Skating Canada, 2022)。オランダでは、スターター2およびスターター3、ならびに審判員資格向けの研修が体系的に提示されている (KNSB, Online)。ノルウェーでは、審判員およびタイムキーパー講習、ならびに上級審判員向け講習が実施されている (NSF, Online1 ; Min idrett, Online)。

5. 評価・昇格条件

評価および昇格条件については、国および資格ごとに記載内容に違いがみられた。日本では、更新推薦申請書において研修参加実績および競技会役務実績の記載が求められているが、上位資格への昇格条件については公開資料に体系的な記載は確認されなかった (日本スケート連盟, Online)。カナダでは、Officials Pathwayに基づき、必要大会数および評価を満たしたうえで昇格申請 (upgrade request) が行われ、昇格結果が公式リストとして公表されている (SSC, 2025a)。オランダでは、スターター2およびスターター3において、実技評価、ポートフォリオ評価および面接が評価方法として明示されている (KNSB, Online)。ノルウェーでは、講習において理論および実技の評価が行われ、修了および試験合格によって認定されることが示されている (NSF, Online1 ; Min idrett,

Online)。

6. 更新・CPD

日本では更新要件として、S級は2年間、F級は4年間の研修参加または競技会役務実績が示されている（日本スケート連盟，2024，2025）。カナダでは，上位レベルにおいてe-learning等の継続的研修が求められている（SSC，Online）。オランダおよびノルウェーでは継続研修の実施が示されている一方，更新周期については資料により記載の有無が異なっていた（KNSB，Online；NSF，Online2）。

7. アサイン・派遣およびガバナンス

アサイン・派遣については，公式資料に記載された範囲で整理した。ISUでは国際大会

表1. 各国の審判育成プログラム比較

国・組織	資格 (LT)	入口 (受講条件)	学習機会	評価・認定	昇格条件	更新・CPD	アサイン・派遣	ガバナンス	出典
ISU	ISU Referees · Starters Competitors Stewards	· ISU Members (各国連盟) による推薦	—	· 推薦→ISUが 承認	—	· 年度更新	· 各国推薦 →ISU承認→ 国際大会で任 用(リストに 掲載)	· ISUが最終承 認	International Skating Union (2025)
日本 (JSF)	公認審判員 S級 / F級	· 公認審判員 · 都道府県連盟 から推薦 · 伝達セミナー 講師	· 公認審判員中 央セミナー	· 資格取得希望 者は登録申請 書提出	—	· 更新が義務付 けられた者が 中央セミナー 対象	· 国内：都道府 県・JSF事業 で配置 · 国際：連盟推 薦	· 申請書式(更 新推薦)が JSF公式ペー ジに掲載	日本スケート連 盟 (2024; 2025; Online)
	スピードスケート ナショナル審 判員	· 推薦基準、役 務の実績に従 い推薦	—	—	—	—	—	· ナショナル審 判員(申請 書)、実績調 書(申請)が JSF公式ペー ジで掲示	
カナダ (SSC)	審判員 (レベル1-5)	· クリニックへ の出席 · 各レベルのテ クニカルコー ス修了	· 審判員認定プ ログラム · オフィシャル クリニック	· upgrade request (申請) →レビュー →Pathway基 準確認	· Officials Pathwayの 基準を満た す(各レベル のスターター 認定に必要 な技術的、実 践的、および パフォーマンス 基準を満た す)	—	· Assignments List / Upgrades Listを年度で 公表(配置・ 昇格の可視 化)	· 州連盟+SSC で認定責任区 分	Speed Skating Alberta (Online) , Speed Skating Canada (2022; 2025a, 2025b, Online)
	スターター (レベル1-5)								
オランダ (KNSB)	ジュリー	· 14歳以上	· 講習会 · eラーニング · インターン	—	—	· €118 (2025-2026) 毎年7/1改定	—	—	Koninklijke Nederlandsche Schaatsenrijders Bond (Online)
	審判員 (レベル3-4)	審判員3 · 18歳以上 · 基礎審判資格 保有 · 2年以上の審 判経験 審判員4 · 審判員3保有 · 21歳以上 · 地域で3年以 上の審判経験 · 面接	審判員3 · 地域審判員養 成コース · インターン 審判員4 · 全国審判員養 成コース · インターン	· ポートフォリ オ評価 · 実技評価 · 面接	—	審判員3 · €301 (2025-2026) 毎年7/1改定 審判員4 · カスタムベ ース	· 地域レベル (審判員3) 全 国レベル(審 判員4)で複 数試合を主審 として実施す る(インター ン)	· KNSBが研修 体系を提示	
	スターター (レベル2-4)	スターター2 · 18歳以上 · 基礎審判員 スターター4 · 18歳以上 · スターター3 · 地域で2年以 上のスター ター経験 · 面接	スターター2-4 · 講習会 · インターン	スターター2 · 筆記試験 · 実技評価 スターター3-4 · ポートフォリ オ評価 · 実技評価 · 面接	—	スターター2 · €347 (2025-2026) スターター3 · €553 (2025-2026) スターター4 · カスタムベ ース 毎年7/1改定	· 複数の全国大 会で独立して 審判を務める (インター ン)		
ノルウェー (NSF)	公認審判・タイ ムキーパー (レベル1-2)	16歳以上	· 講習会 · 競技会で実習	· 理論 · インターン	· 上級審判員 (レベル3)の 受講	—	· 競技会での実 践(インター ン)	· NSFが告知・ 実施	Norges Skøyteforbund (Online1; Online2) Min idrett (Online)
	上級審判員 (レベル3)	· 16歳以上 · 公認審判・タイ ムキーパー 修了	· 講習	· コース修了 · 試験	· 経験によりノ ルウェーカッ プの補佐可能	—	—		

における国際審判員リストが公表されている (International Skating Union, 2025)。日本では日本スケート連盟主催競技会における審判員配置が要項に示されている (日本スケート連盟, 2024, 2025)。カナダでは審判員の配置および昇格結果が公式リストとして公表されている (SSC, 2025a, 2025b)。オランダでは実技評価が地域大会等の競技会現場で実施されることが記載されている (KNSB, Online)。ノルウェーでは講習後の実務として大会現場での活動が告知されている (NSF, Online1)。ガバナンスについては、各国とも国内連盟が講習・認定・配置を担っていることが公式資料から確認された。

以上の結果から、ISU 国際審判員リストに基づくレフェリー、スターターおよびスケジュールに関わる育成制度は、資格体系、入口条件、評価・昇格条件、更新およびアサインの記載内容において、国ごとに異なる特徴を有していることが確認された。

IV. 考察

1. オフィシャル育成における「パスウェイ」概念の理論的妥当性

本研究の比較結果から、スピードスケート競技における審判員育成プログラムは、国によって体系性や可視性に大きな差があることが明らかとなった。特にカナダでは、Officials Pathway という用語を用い、審判員およびスターターの育成過程を段階的な「道筋」として明示している点が特徴的であった。衣笠ら (2019a) は、アスリート育成を「一連の経験の積み重ねとして捉えるパスウェイ概念」が、育成段階の理解と実践の橋渡しに有効であると述べており、育成過程を単なる活動の羅列ではなく、入口から到達点までを見通した構造として可視化することの重要性を指摘している。この主張は、競技者に限らず、審判員のような専門的人的資源の育成にも理論的に適用可能である。オフィシャルの育成は、偶発的・属人的な経験の積み重ねではなく、設計された発達プロセスとして構築される必要がある (Kittel et al., 2025)。したがって、カナダが「pathway」という用語を明示的に用いている背景には、審判員育成を長期的・構造的に捉える意図があると解釈できる。

2. 入口の開放性と上位レベルの選抜性：二層構造としての審判員パスウェイ

各国の審判員育成制度は、入口段階では比較的開放的である一方、上位レベルの資格では選抜性が高まる二層構造を有していることが確認された。ノルウェーでは、初級レベルにおいて事前の専門知識を必須としない講習が実施されており、幅広い参加を促す設計がなされている。一方、カナダやオランダでは、上位資格への昇格に際して、評価結果や実務経験が明確に求められている。衣笠ら (2019a) は、アスリート育成パスウェイにおいて、初期段階での参加機会の確保と、後期段階での段階的選抜を両立させる必要性を指摘しており、育成の各段階に応じて関与主体や求められる要素が変化すると述べている。これを援用すると、審判員育成においても入口の容易さと、上位資格取得に向けた主体性の高さは重要であると考えられる。オフィシャルの継続的参加を促すためには、初期段階での参入障壁を下げつつ、上位段階で専門性を担保する仕組みが重要である (Kittel et al., 2025)。本研究で確認された各国制度の特徴は、こうした理論的枠組みを実務レベルで具

体化したものと位置づけられる。

3. 評価・昇格基準の違いと到達度評価の位置づけ

評価および昇格基準に着目すると、日本では研修参加や役務実績といった参加実績に基づく運用が中心であるのに対し、カナダやオランダでは、評価（assessment）や申請手続きを通じて到達度を確認する仕組みが明示されていた。審判員の専門性は経験年数のみによって保証されるものではなく、評価を通じて能力の発達段階を確認する必要がある（Kittel et al., 2025）。この主張は、昇格要件を明文化し、評価結果と結びつけているカナダの Officials Pathway の制度設計と一致すると考えられる。また、衣笠ら（2019b）が示す FTEM フレームワークにおいても、各段階は単なる滞留期間ではなく、到達すべき水準として整理されている。これを審判員育成に援用すれば、実務経験の量と質の双方を考慮した評価基準の設定が、パスウェイ構築において重要な要素となると考えられる。

4. 役割別パスウェイの専門化と可視化

本研究では、カナダやオランダにおいて、Referee, Starter, Steward といった役割ごとに資格体系や育成過程が整理されていることが確認された。一方、日本では役割ごとのパスウェイが必ずしも明示的に整理されているとは言い難い。オフィシャルを均質な集団として扱うのではなく、役割ごとに異なる能力要件や発達過程を前提とした育成設計が必要である（Kittel et al., 2025）。さらに、山下・萩原（2025）は、パスウェイモデルの構築において、関係者間で役割や段階を可視化し、共通理解を形成することが重要であると示している。役割別パスウェイの可視化は、審判員自身が適性や志向に応じた進路を描くことを可能にし、長期的な関与を促す要因となる可能性がある。

5. 国際標準と国内制度の接続：ISU eRink の位置づけ

ISU が提供する eRink は、資格認定とは直接結びつかないものの、国際的に共通の学習基盤として位置づけられている。本研究の結果から、eRink は国内制度を補完する知識資源として機能していることが確認された。衣笠ら（2019b）は、育成パスウェイにおいて、国際的枠組みをそのまま導入するのではなく、各国・各競技の文脈に応じて接続・翻訳する必要性を指摘している。カナダのように、e-learning を CPD の一部として位置づける事例は、国際標準と国内制度を実務レベルで接続する具体的な方法を示している。

6. オフィシャル育成パスウェイ構築への示唆

以上より、オフィシャル育成におけるパスウェイ構築とは、入口の開放性、段階的選抜、評価基準の明確化、役割別専門化、および国際標準との接続を相互に連動させて設計することであると考えられる。カナダの Officials Pathway は、これらの要素を統合した事例として位置づけられ、本研究が目指す審判員パスウェイ構築の具体像を示している。

V. まとめ

本研究は、スピードスケート競技におけるオフィシャル、とりわけレフェリー、スター

ターおよびスチュワードに関わる審判員育成プログラムを対象として国際比較を行い、オフィシャル育成パスウェイ構築に資する知見の抽出を目的とした。公式に公開されている資料に基づき ISU、日本、カナダ、オランダ、ノルウェーの制度を比較した結果、審判員育成制度は、資格体系、入口条件、評価・昇格、更新、アサイン・派遣の在り方において、国ごとに異なる特徴を有していることが確認された。特にカナダでは Officials Pathway という用語のもと、審判員およびスターターの育成過程が段階的かつ体系的に整理されており、育成を長期的なキャリア形成の過程として捉える制度設計が示されていた。これらの結果を踏まえ、オフィシャル育成パスウェイ構築において重要となる要素として、①入口段階の開放性と上位段階における選抜性の両立、②参加実績と到達度評価を組み合わせた昇格基準の設定、③役割別に専門化された育成パスウェイの可視化、④国際標準と国内制度の接続、の4点を整理した。加えて、ISU が提供する eRink は資格認定とは直接結びつかないものの、国際的に共通の学習基盤として機能し得ることから、国内制度における CPD の一部として位置づけることで、オフィシャル育成パスウェイを補完し得る可能性が示唆された。

VI. 研究の限界と今後の課題

本研究は、スピードスケート競技におけるオフィシャル育成プログラムを国際比較し、審判員パスウェイ構築に資する知見を整理した点に意義がある。一方で、いくつかの限界を有しており、今後の研究課題を明確にする必要がある。第一に、本研究はインターネット上で公開されている公式資料のみに基づく文献研究である。各国連盟や国際連盟における育成制度の運用実態や、非公開の評価・選考プロセス、実務上の慣行は分析対象としていない。そのため、制度内容と実際の運用との間に乖離が存在する可能性がある。今後は、連盟関係者や審判員を対象としたインタビュー調査等により、制度と実態の関係を多面的に検討することが求められる。第二に、本研究は LT を基本対象とし、ST は補足的に扱った。競技特性や運営体制の違いから、LT と ST で審判員育成の在り方が異なる可能性があるため、ST を主対象とした比較研究や、LT / ST 横断の比較が必要である。第三に、対象国は5つの組織・国に限定されており、他の ISU 加盟国における制度を十分に反映しているとは言えない。今後は対象国を拡大し、制度の多様性や地域差を踏まえた比較分析が課題となる。第四に、本研究は制度設計の観点に焦点化しており、審判員個人の視点やキャリア意識、動機づけは扱っていない。今後は審判員自身の経験や認識を取り入れた研究により、パスウェイの有効性を立体的に検討する必要がある。最後に、本研究で用いた「パスウェイ」概念は、主にアスリート育成研究や近年のオフィシャル研究に基づくものであり、審判員育成に特化した理論枠組みとしては発展途上にある。今後は、審判員育成に即した理論モデルの構築と検証を進めることが期待される。

参考文献（アルファベット順／日本語はローマ字化した場合の順）

International Skating Union (2025) Communication No. 2710: List of Officials SS/ST 2025-26.
<https://isu-d8g8b4b7ece7aphs.a03.azurefd.net/isudamcontainer/CMS/Corporate-Site/Governance/Transparency/ISU-Communications/2710-List-of-Officials-SS-ST-2025-26-1747654968-6833.pdf>

- 衣笠泰介・Morley, E.・船先康平・藤原昌・Gulbi, J. (2019a) アスリート育成パスウェイにおける国際モデルのシステマティックレビュー. *Journal of High Performance Sport*, 4, 105-119.
- 衣笠泰介・船先康平・藤原昌・Morley, E.・Gulbi, J. (2019b) 我が国のスポーツとアスリート育成における国際的な包括的枠組みの適用：「日本版 FTEM」の開発. *Journal of High Performance Sport*, 4, 127-140.
- 河合季信・岡部文武・小野寺峻一 (2025) ショートトラックスピードスケート競技における失格行為の発生状況－2023/24 シーズンにおけるISU ワールドカップシリーズの分析から－. *氷上スポーツ研究*, 6 (1), 2-8.
- Kittel, A., Lindsay, R., Larkin, P., Spittle, M., & Cunningham, I. (2025) The effectiveness of decision-making training in team-sport officials: A systematic review and meta-analysis. *Psychology of Sport & Exercise*, 79, 102841.
- Kittel, A., Cunningham, I., Lascu, A., Larkin, P., Vickery, W., & MacMahon, C. (2026) Developing sport officials: What can we learn from our knowledge on coach development? *International Journal of Sports Science & Coaching*, 1-15.
- Koninklijke Nederlandsche Schaatsenrijders Bond (KNSB) (Online) Ik wil een opleiding volgen. <https://knsb.nl/opleidingen/ik-wil-een-opleiding-volgen/>
- Min idrett (Online) Overdommerskurs hurtigløp, Harstad 18-19.oktober, 2025. <https://www.minidrett.no/kurs/17738243>
- 日本スケート連盟 (2024) 令和6年度スピードスケート公認審判員中央セミナー開催要項. https://www.skatingjapan.or.jp/common/img/event/R6_SSChuoSeminar_Announcement.pdf
- 日本スケート連盟 (2025) 令和7年度スピードスケート公認審判員中央セミナー開催要項. https://www.skatingjapan.or.jp/common/img/event/R7_STChuoSeminar_Announcement.pdf
- 日本スケート連盟 (Online) 各種申請書 スピードスケート公認審判員規則関係. <https://www.skatingjapan.or.jp/file/>
- Norges Skøyteforbund (NSF) (Online1) Invitasjon til dommer- og tidtakerkurs: Vil du lære mer om skøyteløp? <https://www.skoyteforbundet.no/hurtiglop/nyheter/2025/invitasjon-til-dommer-og-tidtakerkurs-vil-du-lare-mer-om-skoytelop/>
- Norges Skøyteforbund (NSF) (Online2) Utdanning officials. <https://www.skoyteforbundet.no/utdanning-og-kurs/utdanning-officials-hurtiglop/>
- 小野寺峻一・會田宏・河合季信 (2025) スポーツ競技団体におけるアスリート育成に関する課題：スピードスケート競技の事例. *スポーツパフォーマンス研究*, 17, 357-371.
- 小野寺峻一・河合季信 (2025) スピードスケート競技における日本と競合国の育成プログラムの比較. *スポーツマネジメント研究*, 17 (1), 25-42.
- Petersen, T. S., & Wichmann, S. S. (2021) Fairness, implicit bias testing and sports refereeing: An argument for why professional sports organisations ought to promote fairness in sport through testing referees for implicit biases. *Journal of the Philosophy of Sport*, 48 (1), 97-110. <https://doi.org/10.1080/00948705.2020.1866994>
- Płoszaj, K., Firek, W., & Czechowski, M. (2020) The referee as an educator: Assessment of the quality of referee-players interactions in competitive youth handball. *International Journal of Environmental Research and Public Health*, 17, 3988.
- Speed Skating Alberta (Online) Officials. <https://speedskatingalberta.ca/officials/>
- Speed Skating Canada (SSC) (Online) Officials. <https://speedskating.ca/community/officials/>
- Speed Skating Canada (2022) Manual for Starters. <https://speedskating.ca/wp-content/uploads/2022/01/Starters-Manual-Jan.-2022.pdf>
- Speed Skating Canada (2025a) List of national and international officials upgrades for 2025-26 season.
- Speed Skating Canada (2025b) List of national officials assignments for 2025-26 season.
- Webb, T., Hancock, D. J., Weston, M., Warner, S., Helsen, W. F., MacMahon, C., Brick, N., Samuel, R.

D., & Tingle, J. K. (2025) The future for sport officiating research: An expert statement. *Managing Sport and Leisure*.

社会福祉研究部

子どもの当事者活動の変遷と当事者研究による 支援の再検討

田谷幸子

和訳抄訳

本論文は、社会的養護における子どもの当事者活動の歴史の変遷を整理し、「当事者研究」の視点を確認するものである。障害分野で誕生した「当事者研究」は、自らの生きづらさを研究し、症状の有意味性を取り戻す「自分助け」の実践である。自分について語る活動は、児童福祉分野では、1980年代の「養護施設高校生交流会」に始まり、2000年代の当事者団体設立、2010年代の政策反映へと子どもの声の「発信が許された」段階から「発信が認められる」段階を経て、子どもの声の「参画」段階へと移行してきた経緯がある。これは、子どもが語ることの受け止め方の変遷として捉えることができ、子どもの語りを当事者研究として位置づけることができる。今後は、子どもの声が主体の変化にどのように繋がるかを分析し、支援の構造を再検討することが課題である。

1. 研究の背景

当事者研究は、2001年、精神障害をかかえた当事者の地域活動拠点である「浦河べてるの家」における活動から生まれたものであり、周縁に置かれた人々の中から生まれた、「自分助け」の実践である。この活動は、専門知が必ずしも当事者の生きづらさの解決になりえているわけではなく、当事者同士が生きづらさを語り合う中で、生きづらさの構造を明らかにし、対処法を研究する実践であると言える¹。当事者研究は、当事者の言語化できない思いや解決しえない問題について、当事者が「自分の内側に入って、洞察する」²ことにより、当事者の潜在的ニーズに応えるものである。そして、当事者研究は、精神障害者支援から広がり、障害福祉分野、他の社会福祉分野、哲学や教育学、社会学などへ広がっていった。

「当事者研究」より前に、社会福祉の領域では「利用者主体」「当事者主体」という概念がある。これらの概念は、1980年代以降の障害者運動において、行政への働きかけを行うにあたり、障害者（ここでは「利用者」であり「当事者」）が、自立生活を行うことを決定する権利があることを主張するに際して、「利用者主体」「当事者主体」が用いられている。また、「利用者本位」という概念は、2000年の介護保険制度以降に、高齢者の「利用者本位のケア」のあり方として、福祉サービス利用における利用者の権利擁護において用いられている。この「利用者主体」「当事者主体」の概念について、古川は、「供給者

サイドの社会福祉から利用者サイドの社会福祉へ」の「パラダイム転換」をし、「利用者＝生活者＝生活主体の視点」とし、社会福祉の普遍化や一般化、多元化を主張している³。さらに古川は、「利用者」という概念が、「社会福祉を利用する人びとを指示する用語として『対象者』という表現がとられてきたことに対する批判」として、社会福祉における対象認識の変化を生み出したと論じている⁴。

さらに、2000年代に「当事者主権」という用語が同名の書籍『当事者主権』⁵において用いられている。この書籍において、「当事者主権」は「何よりも人格の尊厳に基づいている。主権とは自分の身体と精神に対する誰からも侵されない自己統治権、すなわち自己決定権をさす。私のこの権利は、誰にも譲ることができないし、誰からも侵されない、とする立場が『当事者主権』である。」と定義し、「当事者」について「当事者とは、『問題をかかえた人々』と同義ではない。問題を生み出す社会に適応してしまっただけでは、ニーズは発生しない。(略)私の現在の状態を、こうあってほしい状態に対する不足ととらえて、そうではない新しい現実を作り出そうとする構想力をもったときに、はじめて自分のニーズとは何かがわかり、人は当事者になる。ニーズはあるのではなく、作られる。ニーズを作るというのは、もうひとつの社会を構想することである」としている⁶。当事者研究が生まれる背景には、福祉サービス利用のあり方の変化による社会福祉の一般化があると考えられる。そして、「浦河べてる」における活動は、自分の経験を話し、その解釈や対処法について考えていくものであり、自らの症状の有意味性を自らの手に取り戻して新たな発見をするあり方は、障害者運動、これを広く当事者運動と考えると、当事者運動の理念が底流にあると考えることができる。

児童福祉分野における「利用者主体」「当事者主体」という考えは、国際連合総会で採択された1948年の世界人権宣言、1959年の児童の権利宣言、そして、1989年の児童の権利に関する条約において、子どもを独立した人格と尊厳を持つ存在とし、権利を享有し行使する主体として位置づけたことから生まれている。意見表明権（児童の権利に関する条約第12条）は、「子どもの年齢と成熟度の高い段階では、自己決定権とほぼ同義となりうるものであり、その意味で自己決定権につながる権利として理解される」⁷と解釈されており、「当事者主体」の考えに基づくものと考えられる。また、意見表明権は、「子どもの参加の権利」として理解しようとする動きもあり、「子ども自身の問題の決定に際して、広く子ども自身の意思を反映させる適正手続きを求める権利であり、かつ、自己の生活条件（みずからの成長発達を含む）や社会条件の決定に対して、子ども自身が意思を尊重すること（自己決定の促進）を求めた権利である」⁸とされている。これらの状況から、「子どもの意見表明権」の具現化が意識されてきた。

しかし、子どもの「当事者」主体について論じられるようになったのは、2000年代からになる。児童の権利に関する条約の意見表明権については、2009年に国連子どもの権利委員会の一般意見12号において、「意見を聴かれる子どもの権利」が提出され、2010年の政府報告審査では、国連の子どもの権利委員会から児童の意見の尊重が制限されているとの指摘がなされている。それらを受けて、2022年の児童福祉法改正において、「意見を聴かれる子どもの権利」保障の具体的システムが動き始め、「児童の意見聴取等の仕組みの整備」として、児童相談所は入所措置や一時保護等の際に児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見・意向を勘案して措置を行うため、児童の意見聴取等の措置を講ずること

になり、都道府県は児童の意見・意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うことになった。これにより、子どもの意見聴取システムがようやく制度化された。

子どもの「当事者主体」の取り組みは、他の福祉分野と比較して遅れている。2023年にこども家庭庁が発足し、こども基本法の施行がなされ、子どもの「当事者主体」について目が向けられるようになってきた状況にある中で、子どもの「当事者主体」、さらに子どもの当事者研究は緒に就いたばかりであり、これまでの子どもの権利にかかわる活動を、当事者研究として位置づけ、その意義や内容を再検討することは、子どもにかかわる当事者研究の枠組みを検討することになると考える。

2. 社会的養護における当事者活動の歴史的変遷

社会的養護、ここでは児童養護施設に入所している子どもの声にどのように対応していたのかを検討する。

児童養護施設で生活する子どもたちの声を社会に表明したのは、1988年より実施された「全国養護施設高校生交流会」と呼ばれる活動と考えられる。この交流会は、養護施設（現：児童養護施設）に入所する高校生が全国から集まり、数日間の交流プログラムを体験する中で、自らの生活について語り合うことを通じて、施設での生活の問題を明確にし、解決策を共に話し合うものであった。津崎は、この活動を、「英国の『養護児童の声』活動に非常に類似している。しかし、1988年に開始された当時、交流会を企画運営した関係者は英国の活動について知らなかったようであり、実際この交流会は英国のそれとは全く無関係に開始されたのである。」⁹と指摘しているが、その意義について、交流会運動の中心人物である木下は、「これは高校生の交流会であって研修会ではない。すなわち養護施設で生活する高校生の交流の機会をもち、施設生活・学校生活・社会的自立に向かった問題等を語り合い、共に悩み、共に目指すものとして、共感し連帯感を培うためのものであった。また初めての小さな交流の輪が、回を重ねることによって大きな輪となり、養護施設の高校生会議として、自らの問題を考え、社会的に発言し、自己の現実に建設的アプローチすることを期待するものである。参加の高校生は十分な手応えを感じさせてくれた。またもう一つには、現在の養護施設がかかえている『高年齢児処遇』の問題に、直接的にアプローチする意味もあった。もっとも、高年齢児処遇といってもその捉え方が問題であるが、我々の意図は、高校生をいかに教育指導するかではなく、まずその前提として、高校生に相応しい社会的地位（ポジション）を与えること、それに相応しい権限（自己決定）と責任（社会的自覚）をもたせるかということである。換言すると、施設生活に主体的に参加させることを意味し、主体者としての地位を与えることである。ともすると施設生活では、教育的配慮・集団の秩序が先行して、管理的・操作的な生活が当然のことのように強いられがちである。いうなれば『おしきせ』の生活がまかり通っている。高校生交流会開催の意図は、そのような施設の在り方に視点をあてることであった。」¹⁰としている。この「養護施設高校生交流会」は、高校生が施設の生活者として存在していることを認識し、生活者としての主体、つまり「当事者主体」として捉えることから始まったといえる。しかし、津崎の主張から推測すると、英国での「養護児童の声」活動から影響を受けていることはなく、独自の動きと捉えることができるため、児童の権利に関する条約

の策定の動きを受けてのものではないと思われる。

この「全国養護施設高校生交流会は」1995年の夏に第8回が行われる予定であったが、急遽中止となり、その後は開催されていない。その背景として、津崎は、2020年に行われたインタビューの中で、ある高校生が施設職員による虐待を訴えたことを受けて、「交流会運営組織側の大人はその意見表明にまともに対応することができず、交流会の大人に期待していた高校生は不満を解消できぬストレスが昂じて、福岡に帰ってから地元紙に情報提供し、この人権侵害を公に暴露してもらったのです。権利条約の意見表明権をみごとに行使したわけですから、大人はそれを評価しなければならないのにもかかわらず、問題が公然となったことで、高校生交流会はとんでもない活動だと断じられ、翌年から当事者討論グループは企画から外されてしまいました。交流会は観光とリエクレーションのみの骨抜き状態となり、やがて交流会自体も解体してしまいました。」¹¹と語り、運営側が交流会を解体し、既得権益防衛に徹したと非難している。

子どもの声としては、書籍として、『子どもが語る施設の暮らし』（1999年）¹²が出版されている。これは、1989年に国連総会において児童の権利に関する条約が採択されたことにより、意見表明権（児童の権利に関する条約第12条）の保障として、子どもが自分の生活や生き方、健康や自己形成について、自己の意思を表明したものである。さらに、子どものこれらの意思が、おとな社会によって尊重されることが期待されている。また、1995年に報告された「養護施設の近未来像」（全国児童養護施設協議会）は、1966年の児童福祉法改正を受け、「戦後50年、戦後処理時代からの養護施設に真に決別するために新たな養護施設の道を模索し歩み始める」¹³のものであったとしている。これは、養護施設（現：児童養護施設）の役割が、戦後の混乱期に戦災孤児の救済養護として設定されたものから、当時の養護施設の実際との隔たりが大きく、その役割が十分ではなくなったことから新たな養護体系の構築が必要になったことによるものである。

「養護施設の近未来像」の基本的視座として、①児童中心主義、②利用者側に立ったサービス提供、③地域資源としての施設が設定された。①児童中心主義においては、「安易な行政改革論や施設運営管理の合理化論を排し、児童中心を理念として近未来像を描くべきである。『児童の権利に関する条約』を基盤にすえて施設サービスの内容や方法が、たえず『児童の最善の利益のため』として提供できる施設に改革していく視点が不可欠である。」¹⁴としており、児童の権利に関する条約の影響を大きく受けている。そのような中で、『子どもが語る施設の暮らし』（1999年）は出版され、子どもたちの声を社会が聴くという最初の段階にあったといえる。しかし、「養護施設高校生交流会」のように、子どもの声を聞くことの重要性に気づいていても、社会的養護の体制としてはまだまだ子どもの声を聞く段階にはなかったと推測することができる。

次に、当事者参画の萌芽期とされるのが2000年代である。永野は、「日本における社会的養護の領域での当事者活動の『歴史』は、カナダのオンタリオ州に訪問した高校生たちが2001年に大阪でChildren's Views and Voices (CVV) を立ち上げたときに始まったと考えられる」としている¹⁵。その後、当事者団体が次々と設立されている（表1）。

表1. 社会的養護の当事者団体（2000年代）

2001年	Children's Views and Voices (CVV) (大阪府)
2006年	NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ (東京都)
2008年	社会的養護の当事者参加民間グループ こもれび (千葉県) 社会的養護の当事者推進団体 なごやかサポートみらい (愛知県) 地域生活支援事業 ひだまり (レインボーズ) (鳥取県)
2009年	社会的養護の当事者自助グループ だいじ家 (栃木県)

永野は、当時の当事者参画の動きに対して、「当時は活動への批判的な視線も少なくなかった。当事者の集まりが『傷のなめ合いだ』と批判されたり、意見を表明しても『お世話になったくせに』と捉えられたりしたこともあった。人前で話をした当事者に『虐待が軽かったから』『施設が良かったから』話せるのだ、と釘を刺されることもあった（その当事者が大変な虐待を受け、施設とも大きな葛藤があったことを知らないでの発言である）。そのために、支援者との対立を生まないよう、当事者の側が慎重に言葉を選んでいたことをよく覚えている。『萌芽期』は、社会的養護のもとでの生活を経験した人たちの声は、『発信を許された』段階であったように思う。」¹⁶と指摘している。

その指摘の通り、当事者である渡井さゆり（当時の特定非営利活動法人日向ぼっこ理事長）は2010年に出版された著書¹⁷の中で、自らの境遇を語るとともに、施設を痛烈に批判したり、周囲の支援者との軋轢を語ったりしており、発信を認めてもらうために強く主張せざるを得ない状況にあったことがうかがえる。そして、2014年の著書¹⁸では、自らの活動や主張に困難を抱えていたことを告白し、当事者活動を引退する経緯が語られている。まさに、当事者の立場から発信することが闘いであり、永野が指摘するように「発信を許された」段階であり、当事者は「発信を認めてもらう」活動であったといえる。

一方で、このような当事者の活動は、「社会的養護の課題と将来像」に反映されており、2011年の厚生労働省「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」の委員に、研究者や、児童養護施設・乳児院の施設長らとともに、渡井が当事者として初めて着任している。渡井は、この検討委員会第1回より、社会的養護の体制の不十分さを強く批判し、施設において子どもの自発的な言動への制約があり、子どもの権利擁護体制の強化が急務であることを主張している¹⁹。この「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」のとりまとめとして、「社会的養護の課題と将来像」が報告され、子どもの権利擁護の推進において、「子どもの意見をくみ上げる仕組み」が提示された。具体的には、下記のように提言がされている。

「社会的養護の課題と将来像」2011（平成23）年7月
 児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会・社会保障審議会児童部会社会的養護専門委員会とりまとめ
 3. 社会的養護の共通事項の課題と将来像
 (5) 子どもの権利擁護
 ②子どもの意見をくみ上げる仕組み
 ・ 社会的養護の施設等では、子どもの気持ちをよく受け入れつつ、子どもの置かれた状況を可能な限り説明する、子どもの意向や意見を確認し子どもが自らの置か

れた状況や今後の支援について理解できていない点があれば再度説明する、子どもが自らの権利や必要なルールについて理解できるよう学習を進める等が必要である。このことは、措置や措置変更の際も同様である。

- ・ また、「子どもの権利ノート」を活用するとともに、施設に置かれた意見箱や、苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員、社会福祉法に基づき都道府県社会福祉協議会に設置された運営適正化委員会等を活用する。また、その他の民間の権利擁護活動も行われている。
- ・ 社会的養護の向上のため、当事者（社会的養護の下で育った元子どもを含む。）の声を聞き、施設等の運営の改善や施策の推進に反映させていく取組も重要である。

「社会的養護の課題と将来像」においては、施設における子どもに向き合う姿勢や、意見箱や苦情解決責任者・苦情受付担当者・第三者委員・運営適正化委員会の活用といった子どもの声を聴く体制を整備することや「子どもの権利ノート」を活用し、子ども自身に自らの子どもの権利を理解し、活用できる方法が提示されている。

2010年代は、子どもの声を社会に広く伝える発展期といえる。2000年代には当事者団体が次々と設立されたのに対して、2010年代は当事者を支援する団体が設立されている（表2）。また、2010年には「社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク こどもっと」が設立され、当事者団体「社会的養護の当事者自助グループ だいじ家」、「社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ」、「社会的養護の参加民間グループ こもれび」、「地域生活支援事業 ひだまり（レインボーズ）」が加盟している。さらに、「社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク こどもっと」では、2011年～2014年に児童養護施設に入所している、もしくは里親家庭に委託されている高校生と当事者スタッフによるピア・キャンプが計4回開催されている。このピア・キャンプの考えは下記のとおりである。

「こどもっと」のピア・キャンプの考え方

- ① 全国から集まった高校生が、他の地域の高校生との交流をとおして、自分自身のことや日頃の生活を振り返り、新たな気持ちで未来に向けて歩むことができると考えるからです。
- ② 社会で自立して暮らす各地の当事者スタッフが高校生とふれあうことで、自立心と未来を切り拓く力を高校生に育むことができると考えるからです。
- ③ キャンプという非日常の楽しい場を活用し、参加者の関係性を深め、①②のことを限られた時間の中で効果的に実現できると考えるからです。

この「こどもっと」ピア・キャンプは、高校生が自分自身や自らの生活を振り返り、将来に向けて考えることを目的としている。高校生が交流する機会の提供という形式は同じであるが、1988年より行われていた「全国養護施設高校生交流会」が、高校生に自己決定と社会的自覚をもたせ、施設生活に主体的に参加させることで、主体者としての地位を与えることにあったのに対して、「こどもっと」ピア・キャンプは、自分自身を語り、自分の生活を振り返ることを目的とし、「当事者主体」のあり方により近い活動がなされている。しかし、「こどもっと」の活動は2015年で終了している。

表2. 社会的養護の当事者支援団体（2010年代）

2010年 2011年	社会的養護の当事者グループ全国ネットワーク こどもっと NPO 法人ふたばふらっとホーム（現：NPO 法人自立へのかけ橋） （東京都） アフターケア相談所ゆずりは（東京都）
----------------	---

社会的養護の当事者支援団体としては、2011年に設立されたNPO法人ふたばふらっとホームや相談支援事業を展開する「ゆずりは」がある。NPO法人ふたばふらっとホーム（現：NPO法人自立へのかけ橋）は、2012年に「社会的養護施設等および里親出身者への全国調査」を実施し、2013年及び2014年に「施設・里親以降の子どもたちの自立に関するシンポジウム－施設・里親以降の子どもたちの自立をどう支えるのか」を開催している。このシンポジウムには、当事者と支援者双方が登壇している。NPO法人ふたばふらっとホームの実施した調査は、「社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告」（2012年）²⁰として報告されており、社会的養護をでた子どもたちの社会における生活の困難さを明らかにしている。また、2013年、2014年のシンポジウムにおいて、当事者が社会的養護にいた時の思いを支援者に支えられながら多くの発言をしている²¹。

しかし、2014年の「施設・里親以降の子どもたちの自立に関するシンポジウム－施設・里親以降の子どもたちの自立をどう支えるのか」では、フロアからの意見として「当事者と支援者みたいな、その分かれ方というかくくり方というのは、やっぱりちょっと被災者と支援者みたいな、まあ、東日本震災の問題もあるんですけど、そういうところにやはり何か原形があるんじゃないかなということ、僕も思っています。」²²という発言があるように、当事者とそれを支える支援者という枠組みがあったといえる。

アフターケア相談所「ゆずりは」は、児童養護施設を運営する社会福祉法人が、自立援助ホームから発展させて設立したアフターケア事業団体である。社会的養護出身者に対する相談支援事業を独自に展開し、その後、東京都の地域生活支援事業を受託している。また、2017年の児童福祉法改正により、社会的養護施設を退所した子どもたちのアフターケアが明記され、2010年から「地域生活・自立支援事業」は「施設退所児童等アフターケア事業」となり、民間の非営利団体や社会福祉法人が運営する児童養護施設でもアフターケア事業が実施されるようになった。児童養護施設がアフターケア事業を実施することにより、施設が社会的養護出身者の声を直接聞き、相談を受ける体制となったことにより、子どもの声を聴く体制の素地が整えられていった。

さらに、当事者支援団体やアフターケア事業実施団体による調査や実践報告から、社会的養護出身者の社会生活の困難さが明らかとなり、アフターケアの必要性が認識され、国の政策が次々と打ち出されていった。また、支援者による当事者実態の報告や当事者の状況報告あるいは代弁がなされる中で、社会的養護出身者の状況への社会的認識が進んでいった時期でもある。

2017年には、新たな社会的養育の在り方に関する検討会から「新しい社会的養育ビジョン」が報告され、子どもの権利を基礎とした社会的養育が志向された。新たな社会的養育という考え方は「そのすべての局面において、子ども・家族の参加と支援者との協働を原則とする。参加とは、十分な情報を提供されること、意見を表明し尊重されること、支援

者との適切な応答関係と意見交換が保障されること、決定の過程に参加すること」²³と定義し、「子どもは年齢に応じた意見表明権を持ち、意見の表明と適切な応答関係の保障は、子どもの発達の基盤となる。意見を適切に表現することが困難な場合にはアドボケートを利用できる制度の創設が必要である。また、家族の参加の保障と支援者との協働は、家族の能動性を促進すると同時に、支援者の情報と認識の幅を広げ、より適切な養育の在り方を構想する基盤である。」²⁴と明言している。さらに、子どもの意見を尊重した支援サービスが明示され、「年齢に応じた形で子どもの意見を支援サービスに反映させるべきである。支援者が直接子どもの意見を聞くことができる技能を身につけなければならない。また、当事者同士（子ども同士）のエンパワーメントも重要であり、その子の自尊心の尊重を重視した形でのエンパワーメントの機会が与えられるよう適切にサポートできる能力も必要である。さらに、虐待を受けて育ち養育に自信のない親同士などの当事者同士が互いにエンパワーメントする機会を得ることも重要である。できるだけ支援者がその場づくりを行う技術を習得し、自由に発言しつつも互いに傷つけないよう配慮しながら支援することが必要である。」²⁵とし、子どもの意見を支援する施策と子ども同士のピアサポートによるエンパワーメント促進の施策が目指されている。

さらに、2000年代に設立された当事者団体が、2010年代には目的を変更し、対象者を「社会的養護出身者」から「支援を必要とする人」に拡大している。「NPO法人社会的養護の当事者参加推進団体 日向ぼっこ」は、2013年に活動目的を「多様性が尊重される社会の実現」に変更し、「社会的養護出身者」以外の生きづらさを抱える人からの相談を受けるようになった。

そのような状況から、2010年代は、2000年代の当事者が「発信を許された」段階から、当事者の発信が「認められた」段階にあったといえる。

2020年代には、2022年にこども基本法が成立（2023年施行）し、2023年4月にはこども家庭庁が設立された。こども家庭庁は、常にこどもや若者の視点に立ち、こどもや若者にとって一番良いことが何かを考える「こどもまんなか社会の実現」を掲げており、「こども政策決定過程におけるこどもの意見反映プロセスの在り方に関する検討委員会」の発足や「こども若者★いけんぷらす」サイトの設置など、様々な方法でこどもの意見を聴く場を設けている。特に、「こども若者★いけんぷらす」の目的は、「こども・若者のみなさんが、政策に対して意見を伝えて、政策を決めるプロセス（過程）に主体的に参画する機会・場を得ること。政府（国）が、こども・若者のみなさんの意見を広く聴いて、制度や政策に反映し、制度や政策をより良くすること。社会全体にこの取組を広く発信することで、こども・若者の意見を聴くことの大切さについての理解をひろげること。」²⁶とし、子どもの声を聴くことを大前提としており、それらがどのように反映されるかを検証する段階にある。そのため、2020年代は、子どもが参画する段階にあるといえる。

3. 当事者活動及び当事者支援活動における「支援」の課題

このように、社会的養護における当事者活動及び当事者支援活動は、その様相を変化させてきたが、その中で、当事者が主張してきたことと、支援者がそれをどのように受け止めてきたのかを精査していく必要がある。それは、支援者の考える子どもの最善の利益

が、当事者の主体性を阻害する構造やパターンリズムに陥っている場合があること、また、支援の「客体」のまま置かれている場合もあることが考えられる。当事者研究が、当事者が「自分の内側に入って、洞察する」ことにより、自らの生き方を模索することに意義があるならば、社会的養護における当事者は自らの発言を受け、「自分の内側に入って、洞察する」のか、その過程を検討する事が求められる。今後は、子どもの声を聴く段階それぞれにおける子どもの声がどのようなものであったのかを分析するとともに、声を発した子どもの主体としての変化を分析していく中で、当事者研究における「支援」を検討していくことを今後の課題とする。

注

- (1) 向谷地生良「当事者研究ができるまで」、石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院、2013、151-159
- (2) 向谷地生良「当事者研究ができるまで」、石原孝二編『当事者研究の研究』医学書院、2013、153
- (3) 古川孝順編『社会福祉供給システムのパラダイム転換』誠信書房、1992、5
- (4) 古川孝順『社会福祉学序説』有斐閣、1994、127-128
- (5) 中西正司、上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、2003年
- (6) 中西正司、上野千鶴子『当事者主権』岩波書店、2003年、3
- (7) 喜多明人、森田明美、広沢明、荒巻重人『〔逐条解説〕子どもの権利条約』日本評論社、2009年、7
- (8) 喜多明人、森田明美、広沢明、荒巻重人『〔逐条解説〕子どもの権利条約』日本評論社、2009年、101
- (9) 津崎哲雄「我国における『養護児童の声』運動の可能性－全国養護施設高校生交流会の展開とその意義」、佛教大学学会編『佛教大學研究紀要』通巻75号、1991年、183-209
- (10) 津崎哲雄「我国における『養護児童の声』運動の可能性－全国養護施設高校生交流会の展開とその意義」、佛教大学学会編『佛教大學研究紀要』通巻75号、1991年、185
- (11) 津崎哲雄インタビュー「ガラパゴス化を超えて－日本における児童ソーシャルワークの確立へ」、
「子どもたちに家庭をプロジェクト」サイト、2020年1月27日更新、<https://nf-kodomokatei.jp/interview/%E6%B4%A5%E5%B4%8E%E5%93%B2%E9%9B%84%E6%B0%8F%E3%82%A4%E3%83%B3%E3%82%BF%E3%83%93%E3%83%A5%E3%83%BC%E3%80%80%E3%80%8C%E3%82%AC%E3%83%A9%E3%83%91%E3%82%B4%E3%82%B9%E5%8C%96%E3%82%92%E8%B6%85%E3%81%88.html>
- (12) 『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会編『子どもが語る施設の暮らし』明石書店、1999年
2003年には『子どもが語る施設の暮らし2』『子どもが語る施設の暮らし』編集委員会（編）明石書店が出版されている。
- (13) 全国養護施設協議会「養護施設の近未来像報告書」1995年、11
- (14) 全国養護施設協議会「養護施設の近未来像報告書」1995年、4
- (15) 永野咲「社会的養護を必要とする子どもの権利擁護と当事者参画」、関西学院大学人間福祉学部研究会『人間福祉学研究』第16巻第1号、2023年、54
- (16) 永野咲「社会的養護を必要とする子どもの権利擁護と当事者参画」、関西学院大学人間福祉学部研究会『人間福祉学研究』第16巻第1号、2023年、55
- (17) 渡井さゆり『大丈夫。がんばっているんだから』徳間書店、2010年
- (18) 渡井さゆり『「育ち」をふりかえる－「生きていい」、そう思える日はきつとくる』岩波書店、2014年
- (19) 厚生労働省「児童養護施設等の社会的養護の課題に関する検討委員会」第1回資料、2011年
- (20) NPO法人ふたばふらっとホーム「社会的養護施設等および里親出身者実態調査概要報告」2012（平成24）年3月

- (21) NPO 法人ふたばふらっとホーム「施設・里親以降の子どもたちの自立に関するシンポジウム資料」2013年、2014年
- (22) NPO 法人ふたばふらっとホーム「施設・里親以降の子どもたちの自立に関するシンポジウム資料」2014年、22
- (23) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」2017年、7
- (24) 同上
- (25) 新たな社会的養育の在り方に関する検討会「新しい社会的養育ビジョン」2017年、12
- (26) 「こども若者★いけんぷらす」とは？, こども家庭庁ホームページ, <https://www.cfa.go.jp/policies/iken-plus/about>, (参照2026-03-10)。

介護福祉研究部

介護を学ぶJSL学習者の効果的な語彙の習得について

——絵や母語を使ったテストの比較による研究——

志村 順子

キーワード：介護福祉士 専門用語 母語

はじめに

現在、日本社会が抱える問題の一つに、急速な高齢化が挙げられる。これは、少子高齢化による、現役世代（65歳以下の労働力）の減少が背景にある問題である。この問題を解決するため、介護の現場では人手不足を補う即戦力として、外国人介護従事者が必要とされてきている。このため、介護を学ぶ外国人留学生も年々増加している。[介護分野における特定技能協議会運営委員会 厚生労働省 資料2 (R7.3.28)] さらに、その専門性も重要視されている。2027年1月に実施予定の介護福祉士の国家試験もそのひとつである。2026年1月に実施の試験までは、介護施設で五年間働けば試験に合格せずとも、介護福祉士の資格が与えられたのだ。しかし、2027年1月実施の試験からは、介護福祉士として働く場合、国家資格が必ず必要となり、実習活動以外に国家試験の合格も必須条件となったのである。

養成施設を令和8年度末までに卒業する方は、卒業後5年間は、国家試験を受験しなくても、または、合格しなくても、介護福祉士になることができます。この間に国家試験に合格するか、卒業後5年間続けて介護等の業務に従事することで、5年経過後も介護福祉士の登録を継続することができます。令和9年度以降に養成施設を卒業する方からは、国家試験に合格しなければ介護福祉士になることはできません。[公益社団法人 社会福祉振興・試験センター, 2025]

このように、国家試験の合格が壁となり2年間の専門学校での学びの時間も今まで以上に重要なものになると思われる。さらに、『外国人介護人材の介護福祉士国家資格取得に係る支援のあり方について検討する際の基礎資料』[厚生労働省, 2025]からも外国人の人材の必要性和重要性がうかがえる。この調査結果によると、専門学校卒業時の試験の合格率の方が、次年度以降の合格率よりはるかに高い。本稿では、この貴重な2年間でいかに有効に活用し、学びを深められるかという点について答えを探る。普段身の回りでは耳にしないような、専門性の高い語彙の習得に関し、「どのような指導方法があるか。」また、「効率の良い指導方法とはどのようなものなのか。」これらを調べ、授業内で生かす方法を探ることを目的とする。

先行研究

介護を学ぶ留学生の授業内容に関する先行研究は少ない。先行研究の多くは、介護現場での実践活動に関するものや政策や課題に関するもの〔石田路子, 2016〕〔武中朋彦, 2017〕などがみられる。しかし、一方で外国人学習者の学びに関する、専門的なものは、ほとんど見られない。筆者が担当している専門学校で学ぶ学生達（以下専門学生、とする）も JLPT の試験対策をしながら、座学で介護の知識を学び、実習で現場に立ち、なおかつ多くの学生が施設等で働きながら学んでいる。しかし、どのように学べば効率よく難しい知識や難解な言葉を理解できるのか、国家試験に合格できるのかといった、諸問題の解決につながるような先行研究はほとんど見当たらない。効果的な授業の進め方に関するものも見当たらない。

研究方法

1-1 テストの種類

本研究では、効果的な学習方法をさぐるため、三つの異なるテストを実施することにより、その有効性を探った。最初の A テストでは、単純な体のモデル図にひらがなで体の部位の名称を書き入れるものだ。ひらがなはモデル図の横に羅列してある。次の B テストでは同じ人体図に母語で部位の名称を羅列した。さらに、母語の前に A から Z までの記号を付し、記号のみをモデル図の部位に書き込むようにした。最後の C テストは、母語の単語と日本語のひらがなで書いた単語をマッチングさせるものである。絵を使用したテストを用いたのは、筆者が行った先行研究〔志村順子, 2014〕によると、絵の示す単語を正しく認識し書いたからと言って、正しい表記に必ずしもつながらないという事実があるからだ。例えば、コーヒーの絵を見てコーヒーと書いたつもりでも、コピーと書いてしまった場合。その単語の示すものは複写のコピーであり、コーヒーではないのである。もし、学習者が「ひじ」と「ひざ」を間違えて解答欄に書いた場合。その単語の示すものは、全く別のものになってしまう。例えば、学習者がそれを正しく「ひじ」と認識して書いているのか。または、「ひざ」と認識しているのかも、判別できない。そのことを確認するため、母語を使用したテストも実施した。絵の中に単語を母語（この場合母語に当たるアルファベット）で書くことにより、学習者がその部位を「正確に、認識しているのか?」「間違えて認識しているのか?」が、判別できる。この確認の必要性から、絵を用いたテストの他に、母語と日本語の単語をマッチさせる C テストも、採用した。このため、3種類の異なるテストを行うことにより、正確な判定ができると考えたからだ。

それぞれのテストに用いた単語の数は、例題になる 1 語を含め 26 語である。使用時間は、A と C が 10 分 B が 5 分である。B のテストは、母語をそのまま書くのではなく、母語の部位に対応するアルファベット 1 文字のみを書くだけなので、時間を短縮した。

1-2 対象者と使用言語

対象者は、2026 年 3 月に日本語学校の卒業を控えた 2 年生である。4 月から、それぞれ

専門学校や、大学に進学、または社会に出る学生達である。

各テストに使用した言語は、Aテストは日本語のみ。B・Cテストに使用した言語と人数は被験者に対応させるため、日本語のほかに、英語1名・中国語4名・ネパール語2名・ウズベク語1名・ミャンマー語7名・ベトナム語2名の6か国語17名である。母語ではない英語で受けた被験者は英語が理解可能なロシア人であり、対応する母語が用意できなかったため、英語での対応となった。レベルの内訳はJLPTのN2合格者7名、N3合格者9名、N4合格者1名である。

1-3使用単語

使用した単語は、「みみ・わき・ゆびさき・ゆび・めじり・めがしら・め・むね・あご・ひじ・ひざ・はな・のど・てのひら・てのこう・てくび・つまさき・せなか・こし・くび・くち・くちびる・かた・おしり・うで・おなか」である。この26語の中から、「てのひら・てのこう・わき・ひざ・つまさき」の5つの単語をピックアップしデータの収集に利用した。これらの単語の選定理由は、「てのひら」と「てのこう」は混同しやすいのではないかと考えたからである。「わき」は体温計を使って体温を測るための介護現場でよく使われる重要な部位を示す言葉である。「ひざ」と「ひじ」は発音が似ているため選んだ。「つまさき」は足の一部分に属しており、普段は「足の先の方」や「足の爪の近く」などと言い換え可能な単語であり、聞きなれないまたは、使い慣れない単語と判断したからである。

2-1 データ収集

データの収集は、2026年1月に都内の日本語学校に協力いただき、在学生の2年生を対象に行った。対象者は、2024年に来日し2026年3月に卒業見込みの留学生達（以下、学生）である。これ等の学生たちの協力のもと、学校内でデータ収集を実施した。データ収集に伴い事前説明は筆者が行った。事前説明では、データ収集の目的は、「日本語学習者の語彙の習得と理解に関する調査を目的とするものであり、個人の能力を調べるものではない。各テストに署名のあるものに関してのみ、調査に協力の意思があると判断し、データとして使うことを約束する。」ことを説明した。そのうえで、説明書きの資料の学校名の下に、クラス・学籍番号・名前・JLPTレベルの記載のあったものに関してのみ採用とした。試験に要した時間は、説明も含み概ね30分程度である。

2-2 データの回収

データの回収は、それぞれのテスト毎に行った。このテストは優劣をはかるものではないと、事前に十分説明したにもかかわらず、私語やカンニングなどの不正行為のあったものは、不採用とした。テストの順番はA→B→Cである。Aテストは母語の影響を回避するため最初に実施した。Bテストでは6か国語の言語に筆者が対応しきれない為、母語の単語の前にAからZまでのアルファベットを書き、アルファベットのみを人体図に書き込む形をとった。このため、テストに要する時間も、他のテストに比べ短縮された。Bテストは空欄もほとんどなく、使用時間は妥当であったと判断した。

3-1 データの分析と考察

それぞれのテスト毎の正しい答えの数は以下の表1の通りである。

表1：答えの正答数

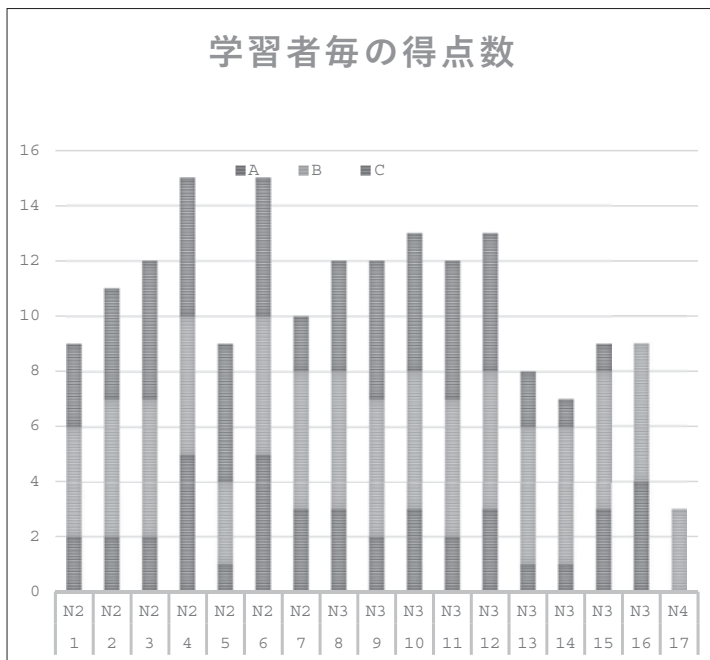
学習者番号	JLPT	Aテスト	Bテスト	Cテスト	合計
1	N2	2	4	3	9
2	N2	2	5	4	11
3	N2	2	5	5	12
4	N2	5	5	5	15
5	N2	1	3	5	9
6	N2	5	5	5	15
7	N2	3	5	2	10
8	N3	3	5	4	12
9	N3	2	5	5	12
10	N3	3	5	5	13
11	N3	2	5	5	12
12	N3	3	5	5	13
13	N3	1	5	2	8
14	N3	1	5	1	7
15	N3	3	5	1	9
16	N3	4	5	0	9
17	N4	0	3	0	3
合計		42	80	57	179

Aテストの正答数と割合は、85問中42問（49.4%）

Bテストの正答数と割合は、85問中80問（94.1%）

Cテストの正答数と割合は、85問中57問（67.0%）

グラフ1：学習者毎の得点数



N2 N3 N4 の下の数字は、学習者番号である。グラフと表を見ると B テストの正答数が最も高いことがわかる。これにより被験者はテストに用いたからだの部位の名称を母語で概ね理解していることが判断でき使用単語の正当性の根拠となる。次に高いのが C テストである。C テストで点数の低かった 7・13・14・15 番に共通する間違いは、手のひらと手の甲を逆に書いているものである。つまり、手のひらを書くべきところに手の甲と書き、手の甲と書くべきところに手のひらと書いてしまったものである。さらに、7 番と 13 番に関しては、A テストでも同じように手のひらと手の甲を逆に書いていた。しかし母語で回答した B テストでは、正しく答えている。つまり、母語では正しく覚えていたにもかかわらず、日本語で反対に覚えてしまったことが、判明した。

手のひらと手の甲は、日常生活の中では、どちらも一緒くたに手ですまされる場面が多い。日本語表現でも「手がかかる」や「手に負えない」「手掛かり」などと言った表現は中上級で学ぶが、N4 レベル以下の学生達には理解不能な言葉である。ましてや、手のひらと手の甲のつく言葉は、「手の平を返す」「てのひら返し」くらいしか思い浮かばない。介護福祉士を目指す学生達が学ぶ、多くの専門用語の多様性を見据え、基礎となる単語の早い段階からの正確な習得を意識することは重要である。厳しさを増す、介護福祉士の状況を見据えた観点から、勘違いや曖昧さは回避しなければならない。

考察と今後の課題

今回の調査で分かったことは、母語では理解している体の部位であってもその名称を、日本語で書くのは難しいということだ。母語では正確に理解している名称を日本語に置き換えて書くときには、誤表記や空欄が目立った。空欄を見て、日本語で認知できていない単語が複数あるということもわかった。さらに、手のひらと手の甲を逆に認識しているといった事例も確認できた。このように JLPT 対策の日本語の勉強をしているだけでは、介護の日本語の勉強には追い付かないという事実が再確認できた。さらに、母語と日本語を対応させるのも難しく時間がかかる。ということが分った。まず、部位の名称を母語で正確に確認し認識する必要があると言えるのではないだろうか。なぜなら、日常生活での使用頻度や出現頻度の高い言葉や単語とは違い、専門性が高く出現頻度の少ない単語を正確に覚え維持する場合、確認と注意が必要だからである。B テストの正答数の多さを見ても、母語では分かっていると読み取れる。このことから、授業内でそれぞれの母語を全て提示することは難しいが、母語を排除するのではなく、活用していくのも短期間に効果を上げる有効的な手段の一つであると考えられる。そして、学習者の母語が分からなくても絵で確認することは可能である。

次に、今後の課題として、今回のテストでは体の部位を表す名詞を使ったが、動詞を用いた同様のテストも必要だと感じた。それは、動作を示す単語がわかりにくいと言った声が専門学生 1 年生から多数上がっているからだ。特に動作を示す言葉の場合、言葉で説明するより、絵や実際の動きや動作で説明した方が分かりやすいと述べる学生の声が多かった。例えば、「にぎる」「つかまる」「おさえる」「ささえる」「よりかかる」などの動作の表現は、言葉や文章の表現では区別しにくいというのだ。そこで動作で示したところ一目でわかったというのだ。さらに、「端座位」「椅座位」「仰臥位」「伏臥位」などの言葉は。

日本人でもなじみが薄く、普段耳にしたことのない専門用語である。例えば、仰臥位とは、背中を下にしてよこたわる姿勢だが、一般的には「あおむけ」で通用し、さらに子供たちに対して等は、「お腹を上にして寝て」、で理解される。このように、他に言い換えできる言葉があることばや、手のひらと手の甲等のように間違いやすい単語に意識を向けることも重要である。筆者が授業内で導入する場合、絵や図を用いた視覚からのアプローチの有効性も確認している。介護の現場を離れた、普段の生活の中では耳にしない専門性の高い言葉や、単語は暗記するしかないと言ってしまえばそれまでだが、絵や実際の動作を用いた効果の有効性などをはかるさらなる研究も視野に入れ、調査を進める必要がある。

加えて、国家試験の問題別正答率を見ると、最後に出題される総合問題の正答率が、11分野に分かれている問題中2番目に低いことが分かった。総合問題は、比較的長い文章を読んでいくつかの問題に答える、読解形式の問題である。JLPTにも読解問題はあるが、出題の傾向や練習問題などは、JLPTの試験対策問題集などが、多数出版されており、日本語学校でも時間をかけて十分に勉強している。しかし以前、国家試験の総合問題を授業中に解いていた時「雪かき」という表現がでてきたが、「かき」が何かわからないと、質問が出た。このように、日本人にはなじみの言葉でも、外国人には難解な単語も複数存在する。このことも、合格のハードルを上げてしまう要因である。これらの習得に関する有効的な学習方法を探る必要も課題である。

おわりに、2026年の国家試験を控えた専門学生の2年生へのインタビューで、自分達には介護職を続ける上で、「国家試験の合格は必要ない」と、話していた。しかし、それは現在の話であり、今後制度が変わるのではないかと不安を抱えていた。そのため、「必ず国家試験に合格したい。」と話していた。さらに、介護施設では、JLPTのN2合格が必須と言われているらしく、そのため卒業した後も自分の勉強は続く。「こんな生活が、いつまで続くのだろうか。」と嘆いていた。専門学生が、二年間の学校生活の間に、母語や絵などを利用した、効果的な学習を進めることにより、国家試験に受かるような内容で、授業を進めることが必要であると気付いた。授業は当然日本語で行うのだが、よりパフォーマンスを上げるためには、母語や絵は不可欠である。

文献目録

- 外国人介護人材の受入れの現状と今後の方向性について 介護分野における特定技能協議会運営委員会令和6年度第1回 (R7.3.28) 第1部後半 厚生労働省
<https://www.mhlw.go.jp/content/12000000/001478533.pdf>
- 公益財団法人 社会福祉振興・試験センター (2025年12月1日). 介護福祉士国家試験. 参照先: 公益財団法人 社会福祉振興・試験センターホームページ: <https://www.sssc.or.jp/kaigo/shikaku/route.html>
- 厚生労働省. (2025年4月). 外国人介護福祉士国家試験受験者アンケート. 参照先: 令和6年度老人保健健康増進等事業: https://www.murc.jp/wpcontent/uploads/2025/04/koukai_250513_04.pdf
- 石田路子. (2016年3月). 日本における外国人介護労働者に関する政策と今後の課題. 城西国際大学紀要 24号 1-16
- 武中朋彦. (2017). 外国人介護人材の受け入れについての課題と対策: 自法人での外国人介護人材の受け入れ対策のあり方. 兵庫県立大学大学院経営研究科. [プレースホルダー1]
- 志村順子. (2014年3月) 中国語を母語とするJSL学習者のカタカナ語表記習得過程に関する縦断的研究. 麗澤大学大学院言語教育研究科 言語と文明 12 51-68.

スポーツ科学研究部

子どものスポーツ参画にかかる 保護者の負担に関する一考察

学童野球クラブへの参画の前後に着目して

南方 隆太

1. はじめに

近年、子どもの運動・スポーツ離れが社会課題として捉えられている。2011年に策定された「子どもを元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」では、子どもの体力減少や将来の生活習慣病の予防に向けた子どもの運動・スポーツ実施の拡大に向けた指針が示され、子どもの運動・スポーツ実施の拡大が目指された。子どもの運動・スポーツ離れの原因として、趣味の多様化や少子化による遊ぶ仲間の減少、保護者の共働きなど、多くの原因が挙げられるが、子どもの運動遊び・スポーツ実施において、保護者は大きな役割を持つ（渡辺・高橋・松本：2015）。特に金銭的負担や送迎など活動に関する負担がかかるスポーツクラブへの加入には、保護者の意思決定が大きく関係する（渡辺・松本・高橋：2014、大橋・井梅・藤後：2020）。保護者の共働きが当たり前になりつつある現在の日本において、休日に活動する子どものスポーツクラブへの参画は保護者にとって「休日に休めない」環境を生み出し、子どもをスポーツクラブへ参画させることに対してネガティブな感情を生み出している。宮本（2023）は、子どものスポーツ参画にかかる保護者の負担が原因でスポーツに参画できない子どもの存在を明らかにし、子どものスポーツ参画を促進させるために、保護者の活動を支援する方策の必要性を指摘している。このため、子どもの運動・スポーツ実施に対する保護者のネガティブな印象が子どもの運動・スポーツ離れの主要な原因の一つになっていると考えられる。

他方で、子どものスポーツ離れが進む現在の日本において、子どもの競技スポーツへの参画は、競技の普及振興の観点から競技統括団体にとって重要な政策課題のひとつとなっている。近年、競技人口の減少が著しい野球競技においては、中長期的な普及振興の観点から子どもの競技参画の拡大は喫緊の課題となっている。小学生軟式野球を統括する公益財団法人全日本軟式野球連盟（以下、全軟連とする。）の選手登録者数は、2006年の299,760人から2024年の157,255人まで約142,505人減少している。つまり、18年間で約半減しているのである。小学生の野球の競技人口が減少することは、ひいては競技人口全体の減少につながる大きな課題であり、小学生の学童野球クラブへの参画を促進していく必要がある。

小学生の学童野球クラブへの参画には保護者の負担がかかる。特に学童野球クラブの活動にかかる保護者の負担は大きいイメージがあり、こうした保護者の負担が子どもの野球

競技への参画や学童野球クラブへの参画の大きな障壁になっていることが指摘されている(広尾:2023、小林:2023、南方2023)。このような状況下で全軟連は「学童チームへの保護者参画についての考え方」を所属団体へ通知し、保護者の負担が競技人口の減少の原因の一つとなっていること、保護者の金銭的負担、時間的負担が大きいことが子どもに野球をさせることを敬遠させていることを指摘し、柔軟なクラブ運営を行うよう求めた。

これまで、子どもの野球競技への参画にかかる保護者の負担に関する研究には、久崎・石山(2012)や南方(2023)がある。久崎・石山は、子どもが学童野球クラブに所属する母親に対して調査を行い、クラブの活動に関する保護者の関わり方と心理的な葛藤について明らかにした。南方は、学童野球クラブに所属する子どもの保護者に対してアンケート調査を行い、保護者の当番制の負担が子どもの学童野球クラブへの参画を妨げている要因となっていることを明らかにした。一方で、子どもが学童野球クラブに所属する保護者にとって、当番制の負担は「あってもいい」との回答が57%と高く、クラブ入団前と入団後に保護者の負担に関する考え方が異なっていることも示唆している。しかし、これまで学童野球クラブ活動にかかる保護者の負担について学童野球クラブへの参画前後の変化に関する研究は管見の限り見当たらない。そこで本研究は、学童野球クラブへの参画前後に着目してクラブの活動にかかる保護者の負担に対する保護者の考えを明らかにしたいと考えた。

2. 研究の目的

以上の問題を認識し本研究では、小学生が学童野球クラブに参画する過程に着目し、保護者の負担感についてクラブ参画前後の変化を明らかにすることを研究の目的とした。

3. 研究の方法

3-1 調査方法

本研究では、子どもが学童野球クラブに参画する保護者168名にアンケート調査を実施した。有効回答数は168(100%)であった。回答者には文面で調査の目的及び調査結果の使用方法を説明し、同意を得た者から回答を得た。

3-2 質問項目

1) 回答者属性

はじめに、回答者の年齢、性別、野球・ソフトボールの経験及び居住する都道府県、子どもの学年及び性別について回答を依頼した。

2) 学童野球クラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感

子どもが学童野球クラブに参画することで係る保護者の負担に関して、学童野球クラブ参画前に感じた不安・負担感について、①費用の負担、②クラブの雰囲気、③指導者、④保護者の当番制の負担、⑤怪我・体調管理、⑥学業との両立の6項目について、(1)とても感じた、(2)感じた、(3)どちらともいえない、(4)感じない、(5)全く感じないの5件法で回答を求めた。

3) 学童野球クラブ参画後に感じる保護者の不安・負担感

子どもが学童野球クラブに参画することで係る保護者の負担に関して、学童野球クラブ参画後に感じる不安・負担感について①費用の負担、②クラブの雰囲気、③指導者、④保護者の当番制の負担、⑤怪我・体調管理、⑥学業との両立の6項目について、(1) とても感じる、(2) 感じる、(3) どちらともいえない、(4) 感じない、(5) 全く感じないの5件法で回答を求めた。

4) 学童野球クラブ参画のハードルを下げる方策

今後、子どもの学童野球クラブ参画のハードルを下げるために、保護者の視点から必要だと感じることにについて自由記述で回答してもらった。回答内容はKJ法を用いて整理し、子どもの学童野球クラブへの参画のハードルを下げるために必要な取り組みについて考察した。

4. 結果

4-1 回答者属性

回答者の性別は53.6%が女性、46.4%が男性であり、年齢層は41歳～45歳が最も多く(34.5%)、次いで46歳～50歳(25%)、36歳～40歳(19%)、51歳以上(11.3%)、31歳～35歳(10.1%)であった。保護者の野球・ソフトボール経験は「父親のみやっていた」が最も多く(59%)、次いで「両親ともにやっていない」(33%)、「両親ともにやっていた」「母親のみやっていた」(ともに4%)の順であった。また、回答者の居住地は、山梨(40.5%)、神奈川(19%)、東京(14.9%)、北海道(10.7%)、埼玉(10.1%)、山形(4.8%)であった。

次に、回答者の子どもについて、子どもの学年は小学校高学年(5～6年生)(50%)、小学校中学年(3～4年生)(36%)、小学校低学年(1～2年)(13.1%)、未就学児(0.6%)であった。また、子どもの性別について、男子が94.6%、女子が5.4%であった。

4-2 クラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感

学童野球クラブへの参画前に感じた保護者の不安・負担感についてまとめると、表1のとおりとなった。

保護者が学童野球クラブ参画前に最も不安・負担に感じたのは保護者の当番制の負担であった。次いでクラブの雰囲気、指導者の回答が多かった。最も「とても感じた」の回答が少なかったのは学業との両立であった。他方で、不安・負担感を「全く感じない」の回答が最も多かったのは費用負担で、次いで学業との両立、怪我・体調管理であった。

費用負担について、「とても感じた」「感じた」と回答した保護者は合わせて34.5%であり、「感じない」「全く感じない」と回答した保護者(50.0%)を下回る結果となった。保護者が学童野球クラブへの参画を敬遠する原因の一つに経済的な負担がよく挙げられるが、6項目の中で「全く感じない」の回答が最も多かったのは費用負担であった。

次に、クラブの雰囲気について、「とても感じた」「感じた」と回答した保護者は合わせて48.8%であり、ほぼ半分の保護者が学童野球クラブの雰囲気や活動形態について不安を

感じていたことが分かる。クラブの雰囲気について「感じない」「全く感じない」と回答した保護者は29.2%と全体の3分の1にも満たなかった。

指導者について、「とても感じた」「感じた」の回答は、合わせて43.5%であり、「感じない」「全く感じない」の回答は33.1%であった。全軟連(2020)は指導者の数や質が野球の競技人口の減少の主要な原因の一つとして指摘しており、これを裏付ける結果となった。

保護者の当番制の負担について「とても感じた」「感じた」の解答を合わせると70.8%であり、クラブ参画前に最も保護者が不安や負担に感じた項目であった。他方で、保護者の当番制の負担に関して「感じない」「全く感じない」の回答は19%であった。保護者の当番制の負担について負担に感じていないと回答した32名の保護者の野球・ソフトボール経験をみると、32名の内20名は「父親のみやっていた」で、「両親ともにやっていた」が4名、「両親ともにやっていない」が8名であった。この割合は、全回答者の野球・ソフトボール経験の割合と比較してもほとんど変わらないことから、保護者の野球・ソフトボール経験は保護者の当番制に関する負担感とあまり関係が無いことが推察される。

怪我・体調管理について「とても感じた」「感じた」の回答は合わせて23.3%で、「感じない」「全く感じない」の回答は合わせて51.7%であった。また、学業との両立について、「とても感じた」「感じた」の回答は合わせて19.1%で他の項目と比較して最も不安・負担に感じたとの回答が少なかった。

子どもが学童クラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感をまとめると、クラブに参画することで発生する金銭的負担についてはあまり負担を感じておらず、子どもが関係するクラブや指導者と保護者に当番制で発生する負担に関してネガティブな気持ちを持つことが明らかとなった。南方(2024)は、学童野球クラブに子どもが参画すると保護者の負担が多いというネガティブなイメージが子どもを学童野球クラブへ参画させることを敬遠する保護者の存在を明らかにしている。今回の調査でも子どもが学童野球クラブ参画前から保護者の当番制の負担については子どもの学童野球クラブ参画の大きな障壁となっていることが指摘できる。

表1 クラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感

	費用負担		クラブの雰囲気		指導者		保護者の当番制の負担		怪我・体調管理		学業との両立	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
とても感じた	17	10.1%	26	15.5%	24	14.3%	58	34.5%	10	6.0%	6	3.6%
感じた	41	24.4%	56	33.3%	49	29.2%	61	36.3%	29	17.3%	26	15.5%
どちらとも言えない	26	15.5%	37	22.0%	36	21.4%	17	10.1%	42	25.0%	36	21.4%
感じない	43	25.6%	31	18.5%	37	22.0%	17	10.1%	53	31.5%	60	35.7%
全く感じない	41	24.4%	18	10.7%	22	13.1%	15	8.9%	34	20.2%	40	23.8%
合計	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%

クラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感を都道府県別にまとめると表2のとおりとなった。6の都道府県をまとめると、保護者の当番制の負担について、全都道府県で不安・負担に「とても感じた」または「感じた」の回答が最も多かった。各都道府県の「とても感じた」及び「感じた」をそれぞれ合わせた数値は、北海道が72.2%、山形が62.5%、山梨が64.7%、埼玉が64.7%、東京が84%、神奈川が78.1%と高い数値を示した。これから子どもを学童野球クラブへ参画させるにあたって、全国的に保護者の当番制の負担は大きな障壁

になっていることが考えられる。他方で、学業との両立に関して山形は「どちらもと言えない」が最も多かったが、他の都道県では「感じない」の回答が最も多く、学業に関する不安・負担感は少ない結果となった。また、費用に関して、全体では費用負担を「感じない」との回答が最も多かったが、都道県別にみると山梨及び埼玉、神奈川では費用負担を「感じた」との回答が最も多く、地域差があることが分かった。この地域差は、各都道県の経済状況や都市化の進展度合いが関係することが想定されたが、地方の道県においては北海道と山形では「あまり感じない」が最も多く、山梨は「感じた」が最も多かった。一方で、都市化の進んだ都県においては、埼玉と神奈川で「感じた」が最も多く、東京では「全く感じない」が最も多かったことから、都市化の進展度合いによって地域差が生じるわけではなく、都道府県単位で異なる原因があることが考えられる。

表2 都道府県別のクラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感

	北海道		山形県		山梨県		埼玉県		東京都		神奈川県		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
費用	とても感じた	1	5.6%	2	25.0%	7	10.3%	1	5.9%	1	4.0%	5	15.6%
	感じた	4	22.2%	1	12.5%	18	26.5%	6	35.3%	3	12.0%	9	28.1%
	どちらもと言えない	2	11.1%	2	25.0%	11	16.2%	4	23.5%	2	8.0%	5	15.6%
	感じない	6	33.3%	3	37.5%	15	22.1%	5	29.4%	7	28.0%	7	21.9%
	全く感じない	5	27.8%	0	0.0%	17	25.0%	1	5.9%	12	48.0%	6	18.8%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
クラブ	とても感じた	0	0.0%	1	12.5%	7	10.3%	3	17.6%	3	12.0%	12	37.5%
	感じた	8	44.4%	1	12.5%	21	30.9%	8	47.1%	10	40.0%	8	25.0%
	どちらもと言えない	4	22.2%	2	25.0%	16	23.5%	3	17.6%	7	28.0%	5	15.6%
	感じない	3	16.7%	3	37.5%	15	22.1%	3	17.6%	3	12.0%	4	12.5%
	全く感じない	3	16.7%	1	12.5%	9	13.2%	0	0.0%	2	8.0%	3	9.4%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
指導者	とても感じた	1	5.6%	1	12.5%	4	5.9%	3	17.6%	4	16.0%	11	34.4%
	感じた	7	38.9%	1	12.5%	20	29.4%	6	35.3%	7	28.0%	8	25.0%
	どちらもと言えない	5	27.8%	2	25.0%	17	25.0%	2	11.8%	5	20.0%	5	15.6%
	感じない	2	11.1%	3	37.5%	16	23.5%	6	35.3%	6	24.0%	4	12.5%
	全く感じない	3	16.7%	1	12.5%	11	16.2%	0	0.0%	3	12.0%	4	12.5%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
当番	とても感じた	2	11.1%	3	37.5%	25	36.8%	5	29.4%	7	28.0%	16	50.0%
	感じた	11	61.1%	2	25.0%	19	27.9%	6	35.3%	14	56.0%	9	28.1%
	どちらもと言えない	1	5.6%	2	25.0%	10	14.7%	1	5.9%	2	8.0%	1	3.1%
	感じない	1	5.6%	1	12.5%	9	13.2%	3	17.6%	0	0.0%	3	9.4%
	全く感じない	3	16.7%	0	0.0%	5	7.4%	2	11.8%	2	8.0%	3	9.4%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
怪我・体調管理	とても感じた	0	0.0%	1	12.5%	4	5.9%	2	11.8%	1	4.0%	2	6.3%
	感じた	3	16.7%	0	0.0%	10	14.7%	5	29.4%	3	12.0%	8	25.0%
	どちらもと言えない	7	38.9%	4	50.0%	15	22.1%	3	17.6%	7	28.0%	6	18.8%
	感じない	5	27.8%	2	25.0%	22	32.4%	5	29.4%	9	36.0%	10	31.3%
	全く感じない	3	16.7%	1	12.5%	17	25.0%	2	11.8%	5	20.0%	6	18.8%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
学業との両立	とても感じた	0	0.0%	0	0.0%	3	4.4%	1	5.9%	0	0.0%	2	6.3%
	感じた	1	5.6%	2	25.0%	11	16.2%	3	17.6%	4	16.0%	5	15.6%
	どちらもと言えない	5	27.8%	4	50.0%	12	17.6%	4	23.5%	3	12.0%	8	25.0%
	感じない	8	44.4%	0	0.0%	23	33.8%	6	35.3%	11	44.0%	12	37.5%
	全く感じない	4	22.2%	2	25.0%	19	27.9%	3	17.6%	7	28.0%	5	15.6%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%

4-3 クラブ参画後に感じる保護者の不安・負担感

学童野球クラブへの参画後に感じている保護者の負担感についてまとめると、表3のとおりとなった。

保護者が学童野球クラブへの参画後に不安・負担感を「とても感じる」の回答が最も多かったのは保護者の当番制の負担であった。しかし、回答数は19であり、学童野球クラブへの参画前（回答数：58）よりも回答数は39減少していた。保護者の当番制の負担に次いで不安・負担感を「とても感じる」の回答が多かったのは学業との両立であった。学童野球クラブへの参画前は「とても感じた」の回答が最も少なかった学業との両立に対する不安・負担感であるが、学童野球クラブ参画後は大きな不安・負担感となっていることが明らかとなった。保護者の学業との両立に関する不安・負担感を軽減し、子どもの学童野球クラブへの参画を拡大するためには、学業との両立に関する不安・負担感が生まれるのかを明らかにする必要がある。特に、学業との両立に対する不安・負担感が野球に限った現象か、それとも他競技でも同様の結果となるのかによって講じるべき方策は異なる。

費用負担については、「とても感じる」「感じた」の回答を合わせると20.3%で、クラブ参画前よりも14.2%減少した。クラブの雰囲気について、「とても感じた」「感じた」と回答した保護者は合わせて31.6%であった。指導者について、「とても感じた」「感じた」の回答は、合わせて19.7%であり、クラブ参画前よりも半減した。これは、学童クラブに参画する際、多くの家庭が参画するクラブの体験会や練習会を通してクラブの雰囲気を味わったり保護者のコミュニティを通じてクラブの情報を得たりしてから入団することが関係していると考えられる。他方で、学童野球クラブに関する情報がクラブ関係者以外に伝わりにくい側面も考えられる。今後の方策として、いかに学童野球クラブに関する情報を社会に発信できるかが重要となる。

保護者の当番制の負担について「とても感じた」「感じた」の回答を合わせると34.1%であり、クラブ参画前の70.8%から半減している。しかし、他の項目と比較すると負担に感じる保護者の割合は多い。

怪我・体調管理について、「とても感じる」「感じる」の回答は8.9%であり、最も不安・負担を感じない項目であった。

学業との両立について、「とても感じる」「感じる」の回答は合わせて23.2%であった。6の項目のうち、唯一クラブ参画前から不安・負担を感じる保護者が増加した項目である。

表3 クラブ参画後に感じる保護者の不安・負担感

	費用負担		クラブの雰囲気		指導者		保護者の当番制の負担		怪我・体調管理		学業との両立	
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合
とても感じる	8	4.8%	10	6.0%	6	3.6%	19	11.3%	3	1.8%	12	7.1%
感じる	26	15.5%	43	25.6%	27	16.1%	40	23.8%	12	7.1%	27	16.1%
どちらとも言えない	40	23.8%	35	20.8%	48	28.6%	25	14.9%	36	21.4%	36	21.4%
感じない	48	28.6%	37	22.0%	42	25.0%	37	22.0%	69	41.1%	49	29.2%
全く感じない	46	27.4%	43	25.6%	45	26.8%	47	28.0%	48	28.6%	44	26.2%
合計	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%	168	100.0%

クラブ参画前に感じた保護者の不安・負担感を都道府県別にまとめると表4のとおりとなった。費用について、山形では費用負担を「感じる」の回答が最も多く、その他の都道府県では「感じない」または「全く感じない」が最も多かった。クラブに関しては、山梨及

び東京が「感じる」の回答が最も多く、山形は「どちらとも言えない」、埼玉は「感じない」、北海道及び神奈川は「全く感じない」が多かった。

指導者に関して、山形及び東京では「感じる」及び「どちらとも言えない」が最も多く、山梨及び埼玉は「どちらとも言えない」が、北海道及び神奈川では「全く感じない」が最も多かった。クラブ及び指導者に関しては、子どもが所属する学童野球クラブの活動形態による影響が大きく、各都道府県の様子を明らかにできなかったと言えない。このため、今後はより多くのクラブ及びクラブに所属する保護者に対して調査をする必要がある。

次に、保護者の当番制の負担について、学童野球クラブ参画前は全都道府県で不安・負担感を「とても感じた」「感じた」との回答が最も多かったが、子どもが学童野球クラブ加入後は、山形、山梨及び東京で「感じる」の回答が最も多く、北海道、埼玉及び神奈川では「全く感じない」の回答が最も多かった。保護者の当番制の負担についても所属したク

表4 都道府県別のクラブ参画後に感じる保護者の不安・負担感

	北海道		山形県		山梨県		埼玉県		東京都		神奈川県		
	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	回答数	割合	
費用	とても感じる	0	0.0%	0	0.0%	5	7.4%	0	0.0%	0	0.0%	3	9.4%
	感じる	2	11.1%	4	50.0%	8	11.8%	2	11.8%	3	12.0%	7	21.9%
	どちらとも言えない	1	5.6%	3	37.5%	19	27.9%	3	17.6%	6	24.0%	8	25.0%
	感じない	6	33.3%	1	12.5%	20	29.4%	4	23.5%	8	32.0%	9	28.1%
	全く感じない	9	50.0%	0	0.0%	16	23.5%	8	47.1%	8	32.0%	5	15.6%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
クラブ	とても感じる	0	0.0%	0	0.0%	8	11.8%	0	0.0%	2	8.0%	0	0.0%
	感じる	0	0.0%	1	12.5%	26	38.2%	0	0.0%	13	52.0%	3	9.4%
	どちらとも言えない	2	11.1%	7	87.5%	15	22.1%	4	23.5%	4	16.0%	3	9.4%
	感じない	5	27.8%	0	0.0%	8	11.8%	9	52.9%	3	12.0%	12	37.5%
	全く感じない	11	61.1%	0	0.0%	11	16.2%	4	23.5%	3	12.0%	14	43.8%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
指導者	とても感じる	0	0.0%	0	0.0%	3	4.4%	0	0.0%	2	8.0%	1	3.1%
	感じる	0	0.0%	3	37.5%	13	19.1%	2	11.8%	7	28.0%	2	6.3%
	どちらとも言えない	4	22.2%	3	37.5%	22	32.4%	8	47.1%	7	28.0%	4	12.5%
	感じない	6	33.3%	0	0.0%	20	29.4%	3	17.6%	4	16.0%	9	28.1%
	全く感じない	8	44.4%	2	25.0%	10	14.7%	4	23.5%	5	20.0%	16	50.0%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
当番制	とても感じる	0	0.0%	2	25.0%	11	16.2%	0	0.0%	6	24.0%	0	0.0%
	感じる	2	11.1%	4	50.0%	21	30.9%	0	0.0%	10	40.0%	3	9.4%
	どちらとも言えない	1	5.6%	2	25.0%	13	19.1%	1	5.9%	4	16.0%	4	12.5%
	感じない	2	11.1%	0	0.0%	14	20.6%	6	35.3%	4	16.0%	11	34.4%
	全く感じない	13	72.2%	0	0.0%	9	13.2%	10	58.8%	1	4.0%	14	43.8%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
怪我・体調管理	とても感じる	0	0.0%	0	0.0%	2	2.9%	0	0.0%	1	4.0%	0	0.0%
	感じる	1	5.6%	0	0.0%	5	7.4%	2	11.8%	2	8.0%	2	6.3%
	どちらとも言えない	0	0.0%	5	62.5%	13	19.1%	5	29.4%	10	40.0%	3	9.4%
	感じない	8	44.4%	3	37.5%	31	45.6%	6	35.3%	9	36.0%	12	37.5%
	全く感じない	9	50.0%	0	0.0%	17	25.0%	4	23.5%	3	12.0%	15	46.9%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%
学業との両立	とても感じる	0	0.0%	0	0.0%	4	5.9%	1	5.9%	3	12.0%	4	12.5%
	感じる	1	5.6%	4	50.0%	10	14.7%	2	11.8%	8	32.0%	2	6.3%
	どちらとも言えない	2	11.1%	2	25.0%	16	23.5%	3	17.6%	4	16.0%	9	28.1%
	感じない	6	33.3%	1	12.5%	21	30.9%	7	41.2%	5	20.0%	9	28.1%
	全く感じない	9	50.0%	1	12.5%	17	25.0%	4	23.5%	5	20.0%	8	25.0%
	合計	18	100.0%	8	100.0%	68	100.0%	17	100.0%	25	100.0%	32	100.0%

ラブの活動形態が大きく関係すると考えられるため、今後より多様な学童野球クラブに参画する保護者に対して調査を行う必要がある。

怪我・体調管理については、山形及び東京が「どちらでもない」が最も多く、山梨及び埼玉が「感じない」、北海道及び神奈川が「全く感じない」の回答が最も多かった。クラブの活動や子どもの野球競技を実際にみることで、怪我の危険性や体調管理に対する不安が和らいだことが要因として考えられる。

学業との両立について、山形及び東京が「感じる」で、神奈川が「どちらとも言えない」及び「感じない」が最も多く、山梨及び埼玉が「感じない」、北海道が「全く感じない」が最も多かった。文部科学省「令和6年度学校基本調査」によると、東京都は中学校生徒数のうち国立及び私立中学校に通う生徒数の割合が最も高く、小学生の中学校受験が大きく影響していることが考えられる。山形を除き、神奈川、埼玉、山梨及び北海道も国立及び私立中学校に通う生徒数の割合が多い順序で学業との両立の不安・負担感を「とても感じる」「感じる」の回答が多くなっている。

4-4 学童野球クラブ参画のハードルを下げる方策

学童野球クラブへの参画のハードルを下げる方策について、自由記述で回答を依頼した。自由記述の内容をKJ法の手法を用いて分類・ラベル化した。その結果、①保護者の負担、②組織・体制の改革、③環境の整備、④道具・費用に分類した。最も多かった群は保護者の負担(80)で、次いで組織・体制(49)、環境整備(24)、道具・費用負担(14)の順であった。

保護者の負担に関しては、「保護者の負担」と「軽減」が共起されることが多く、学童野球クラブの活動に関係する保護者の負担が多いことが分かる。次に、保護者の負担が多いイメージをなくすことが指摘された。学童野球クラブ加入後に想定していたよりも保護者の負担が少なかった、あるいは保護者の負担が少ないクラブの存在を知ったとの回答があり、保護者の負担を軽減させるだけでなく、その実情をいかに広報できるかが重要となる。

組織・体制に関して、最も多かったのは「子どもが野球を楽しめるクラブ作りをすること」であった。学童野球クラブへ参画する際には、クラブが実施する練習会や体験会に参加し、クラブの雰囲気味わったうえで参画することが多い。このため、体験会や練習会に参加した際に子どもが野球を楽しんでいることが保護者に分かるクラブの雰囲気を作ることが、学童野球クラブ参画のハードルを下げるために必要な方策と言える。

環境整備について、最も多かったのは日常生活の中で野球ができる環境整備であった。近年、公園でのボールの使用禁止が問題に上がる(北条:2026)なかで、キャッチボールでの利用に制限をかける自治体¹⁾やキャッチボールでの利用を禁止する自治体²⁾が存在し、他者への迷惑行為になることを懸念して制限や禁止がなされている。子どもが自由にボール遊びをできない環境の改善が急がれる。

道具・費用負担について、最も多かったのは道具の価格高騰に対する意見であった。野球は多くの道具を使用するスポーツであり、子どもが学童野球へ参画するにあたってすべての道具をそろえることは大きな経済的負担を伴う。このため、学童野球クラブへの参画初期におけるクラブの道具貸し出しや退団部員の道具の提供を望む回答があった。道具貸

し出しや提供はクラブ単体で行うことが難しいことも想定されるため、野球競技統括団体や民間企業の連携が必要となることも考えられる。

表5 学童野球クラブ参画のハードルを下げる方策（自由記述回答）

意見	回答数	割合
保護者の負担	80	47.9%
保護者の負担全般	(54)	
時間的負担	(5)	
経済的負担	(8)	
当番制の負担	(13)	
組織・体制	49	29.3%
クラブの変革	(29)	
指導者の質的向上	(12)	
競技統括団体の変革	(9)	
環境整備	24	14.4%
野球ができる環境整備	(16)	
野球に触れる機会	(8)	
道具・費用負担	14	8.4%
道具の価格高騰	(8)	
道具の貸し出し	(6)	
合計	167	100.0%

5. 考察

子どもの学童野球クラブへの参画にかかる保護者の負担について、学童野球クラブへの参画前に感じた不安・負担感と学童野球クラブへの参画後に感じる不安・負担感とを比較すると、次のことが指摘できる。

第一に、子どもの学童野球クラブへの参画にかかる保護者の負担は、実際に学童クラブへ参画することで、想定よりも保護者が負担を感じないことが多い傾向にあった。特に経済的負担や保護者の当番制の負担は、子どもの学童野球クラブへの参画の障壁となっていることが指摘されてきたが（中島：2019）、学童野球クラブ参画後は特に経済的負担において不安・負担感を感じない保護者が多い。不安・負担感の感じ方に地域差は多少あるものの、今回調査した学童野球クラブにおいては、学童野球クラブ参画後に不安・負担感が軽減したと感じる保護者が多い。他方で、学童野球クラブ参画前に経済的負担を感じるこの原因として、野球は道具が多く、経済的負担が大きいというイメージが強くあることも考えられる。このため、今後の子どもの学童野球クラブ参画を拡大するためには、子どもの学童野球クラブへの参画によって発生する経済的負担を詳細に調査し、具体的な経済的負担を明らかにすることで子どもの学童野球クラブ参画にかかる保護者の重い経済的負担のイメージを崩すことができると考える。

第二に、保護者の不安・負担感のうち、保護者の当番制の負担について、学童野球クラブへの参画後も負担が多いと感じる保護者は一定数いるということである。全軟連が告知した学童野球クラブにおける保護者の関わり方について、より保護者の負担が少なくなるようクラブ運営をするように通達があり、少しずつ改善されているようにも思えるが、一

定数の保護者が「負担が多い」と感じるということは、家庭のライフスタイルに合った状況になっていないということである。現在の日本は共働き世帯が増加傾向にあり、男性の家事負担の増加や女性の平日の勤務時間が長くなっていることから、家族の休日の過ごし方は変化してきている。また、学童野球クラブ参画のハードルを下げる方策に関する自由記述で、シングル家庭の保護者に対する配慮を望む回答もあった。しかし、学童野球クラブの活動は休日に行われ、保護者の帯同や学童野球クラブの活動に関する保護者の負担があることが定常化している。つまり、今の子どもの野球環境や学童野球クラブの運営方法は現在の日本の社会事情に適応できていないように思える。このため、今後は子どもの野球競技統括団体による推奨される学童野球クラブの運営モデルの構築や各学童野球クラブの活動方針の改善を行っていく必要がある。

第三に、クラブや指導者に対する不安・負担感はクラブ参画前後で保護者が不安・負担に「とても感じる」及び「感じる」の回答が特に減った項目であった。これは現在の学童野球の活動形態が社会に広く知られておらず、世間的に学童野球クラブやその指導者・指導体制に対する厳しいイメージが社会に強く残っていることが指摘されている（中島：2019、春川：2022）。こうしたイメージから学童野球クラブ参画前のクラブの活動に対する不安・負担感や指導者に対する不安・負担感が大きくなっていることが考えられる。しかし、現在は学童野球クラブの運営体制にも少しずつ変化が見られるように（高柳：2024、山口：2023）、こうした変化を広く社会に発信する方策を検討していく必要がある。

6. 結論

本研究では、子どもが学童野球クラブに参画している保護者に対して、学童野球クラブ参画前後に感じた不安・負担感についてアンケート調査を行った。その結果、本研究で調査した6項目のうち学業との両立を除く5項目において、学童野球クラブ参画後の方が不安・負担感が少ないことを明らかにした。つまり、子どもを学童野球クラブに参画させることで発生する保護者の負担は社会でイメージされるほど負担が大きくないと考えることができる。今後の子どもの野球競技の競技人口を拡大させるためには、子どもの学童野球クラブへの参画による保護者の負担が少なくなっていることを広く社会に浸透させる方策が必要となる。

注釈

- 1) 例えば、静岡市は市内の公園でのボール遊びは禁止していないものの、他人の迷惑になるボール遊びは禁止している。また、稲城市は硬球によるキャッチボールを禁止し、軟球及びソフトボールは可としている。
- 2) 例えば、坂東市は複数人で野球を実施するために公園を利用することを原則禁止としている。また、鎌倉市では街区公園におけるキャッチボールを原則禁止している。

参考文献

- 石山貴章・久崎孝浩（2012）「ジュニアスポーツはいかにして実践されるべきか（1）—軟式少年野球チームに所属している子どもたちと母親の声から—」, 応用障害心理学研究, 11, 31-43
- 稲城市（2025）「ホームページ 公園の利用基準とマナー」（最終閲覧：2026年2月13日）

- 大橋恵・井梅由美子・藤後悦子（2020）「地域スポーツにおいてボランティアを行う保護者の負担感 - 負担感とチーム内仕事量の間を調整する要因に関する探索的検討 -」, 東京未来大学研究紀要, 14, 19-28
- 鎌倉市（2025）「ホームページ よくある質問」（最終閲覧：2026年2月13日）
- 公益財団法人全日本軟式野球連盟（2023）「学童チームへの保護者参画についての考え方」,（最終閲覧：2026年2月11日）
- 公益財団法人全日本軟式野球連盟（2025）「チーム登録数」
- 公益財団法人全日本軟式野球連盟（2020）「中学校部活動軟式野球指導の手引き」
- 小林由比「「学童野球の親の負担が重すぎる」に反響続々 練習付き添い、お茶当番、車で送迎・・・一切なくしたチームも」, 東京新聞2023年6月14日朝刊
- 笹川スポーツ財団（2017）「小学生のスポーツ活動における保護者の関与・負担感に関する調査研究」
- 静岡市（2024）「ホームページ 公園でのボール遊び禁止の要望に対する市の回答について」（最終閲覧：2026年2月13日）
- 高柳純（2024）「「親の業務負担ゼロ」の少年野球チームから考える、子どものスポーツの支え方」, パラサポWEB,（最終閲覧：2026年2月11日）
- 藤後悦子・川田裕次郎・井梅由美子・大橋恵（2017）「小学生の地域スポーツに関わる親のスポーツ・ボランティア」, コミュニティ心理学研究, 21（1）80-95
- 中島大輔（2019）「野球消滅」, 新潮新書
- 日本学術会議（2011）「子供を元気にする運動・スポーツの適正実施のための基本指針」
- 坂東市（2024）「ホームページ 市民のみなさんへ お知らせ」（最終閲覧：2026年2月13日）
- 広尾晃（2023）「「子どもの野球離れ」保護者の重すぎる負担の深刻 全日本軟式野球連盟が運営の見直しを求める通知」, 東洋経済オンライン
- 春川正明（2022）「「子どもの野球離れ」はなぜ起こるのか・・・使用年野球の「指導」に感じた2つの違和感」, 現在ビジネス（最終閲覧：2026年2月11日）
- 南方隆太（2023）「子どものスポーツ参画を規定する要因に関する研究 - 野球競技を事例として -」, 江戸川学園人間科学研究所紀要,（39）, 45-60
- 宮本幸子（2023）「母親がささえる子どものスポーツ-実態と研究課題-」, 年報体育社会学, 4, 23-33
- 山口史朗（2023）「「怒らない」だけじゃない 野球のイメージを覆す大会は子どもを変えた」, 朝日新聞
- 渡辺泰弘・松本耕二・高橋季絵（2014）「児童のスポーツ習慣形成に関する親の影響」, SSF スポーツ政策研究, 3（1）, 335-342

江戸川学園 人間科学研究所紀要

第42号

江戸川学園おおたかの森専門学校

2026年3月31日発行

発行人 原 田 聖 子

発行所 江戸川学園人間科学研究所

千葉県流山市駒木474

電話 04(7155)2691(代)

製作・印刷 能登印刷株式会社

BULLETIN OF THE INSTITUTE OF HUMAN SCIENCE

No. 42

March. 2026

CONTENTS

ARTICLES

- Developing Officials' Pathways in Speed Skating: An International Comparison of Referee Development Programs
..... *ONODERA Shunichi*
- The Evolution of Children's Own-Voice Activities and Reexamining Support Through Own-Voice Research
..... *TAYA Sachiko*
- Acquisition of effective vocabulary for JSL learners learning nursing care
—— A study by comparing tests using pictures and mother tongue ——
..... *SHIMURA Junko*
- A study of the burden on parents regarding their children's sports participation
Focusing on the period before and after participation in elementary school
baseball clubs
..... *MINAMIGATA Ryuta*